〈参考資料〉

○投開票の流れ・投票原則・・・・・・・・・・・・・・・・　１

○「不在者投票の更なる利便性の向上」関係・・・・・・　４

○「障害者等の投票環境向上」関係・・・・・・・・・・・　６

○「洋上における投票の利便性向上」関係・・・・・・・・１３

○「選挙人名簿対照における
　　無線通信のセキュリティ確保」関係・・・１６

○「電子投票機を用いた電子投票の改善」関係・・・・・・２８

○「期日前投票所の混雑対策」関係・・・・・・・・・・・３９

○「離島等に関する確実かつ迅速な開票」関係・・・・・・４８

○「選挙公報の取扱いの改善」関係・・・・・・・・・・・５１

投開票の基本的な流れ

公示日前

選挙人名簿の調製（定時登録・選挙時登録）

公示日翌日～選挙期日前日

投票所入場券を交付

選挙公報を配布

期日前投票所

①入場券等による選挙人名簿対照
（本人確認の実施）
②期日前投票事由（1号～6号）の宣誓
③投票用紙の交付
④投票用紙の記入・投票箱への投函
⑤投票箱の閉鎖・投票録の作成
⑥投票箱等を送致
（離島では船舶又は航空機により送致）

選挙期日

投票所

①入場券等による選挙人名簿対照
（本人確認の実施）
②投票用紙の交付
③投票用紙の記入・投票箱への投函
④投票箱の閉鎖・投票録の作成
⑤投票箱等を送致
（離島では船舶又は航空機により送致）

選挙管理委員会

選挙期日又は翌日

開票所

①すべての投票箱等の到着を確認・点検
②すべての投票箱を開けて、投票用紙を混同
③投票用紙を分類、点検、計算（自動読取分類機や計数機を使用）
④各候補者（政党）の得票数の朗読等
⑤開票録の作成
⑥開票結果を選挙長に報告し、開票録等を送付

それ以降

選挙会

①得票数の確定及び当選人の決定
②選挙録の作成

不在者・在外投票の基本的な流れ

	滞在地選管での不在者投票	在外投票	洋上投票
対象者	選挙当日、 不在者投票事由の いずれかに該当すること が見込まれる選挙人	在外選挙人名簿に登録され、 在外選挙人証の交付を 受けている海外在留邦人	選挙人名簿登録証明書の 交付を受けており、 本邦以外の区域を航行する 指定船舶等に乗船する船員
投票用紙等の請求	【請求先】 名簿登録地の選管 【添付書類】 宣誓書 【請求方法】 郵送や オンライン手続も可	在外公館での投票の場合 【請求先】 在外公館 【添付書類】 在外選挙人証と旅券等 【請求方法】 郵便によることなく直接 郵便による投票の場合 【請求先】 名簿登録地の選管 【添付書類】 在外選挙人証 【請求方法】 郵送	【請求先】 指定市町村の選管 【添付書類】 選挙人名簿登録証明書 【請求方法】 ・船長による請求（洋上特別投票の場合は船員） ・郵便によることなく直接
投票	滞在地の選管に 投票用紙等を提出し、 その場で投票	在外公館での投票の場合 在外公館で投票用紙等の交付を受けたら直ちに投票 郵便による投票の場合 現存する場所で投票を記載し、名簿登録地の選管に郵送	船舶内で投票送信用紙に 必要事項を記載し、 指定市町村の選管に ファクシミリ送信
投票用紙等の送致	滞在地の選管から、 名簿登録地の選管に 送致	在外公館での投票の場合 在外公館から外務省を経由して名簿登録地の選管に送致 郵便による投票の場合 選挙人が名簿登録地の選管に郵送	ファックスを受信した 指定市町村の選管から 名簿登録地の選管に送致

現行制度下における投票原則

	当日投票所における投票 （当日投票所投票主義）	当日投票所以外での投票 ※①不在者投票（（ア）指定病院・（イ）洋上の場合） ※②在外投票（郵便等投票の場合）
選挙人名簿登録主義 投票を行おうとする者が、選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されている（法42）	選挙人名簿又はその抄本に基づき、対面で対照（法44）	①（ア）投票用紙請求時に選挙人名簿と対照（令53）、（イ）選挙人名簿登録証明書との照合（令59の6④） ②投票用紙請求時に在外選挙人名簿と対照（令65の11）
本人による投票 選挙人名簿等に登録された本人による投票である。	投票所入場券や身分証明書等により確認	①（ア）不在者投票管理者による投票用紙等の点検（令58①）、（イ）選挙人名簿登録証明書の提示・投票送信用紙への氏名等の自書（令59の6⑧⑩） ②外封筒へ署名（令65の12）
秘密投票主義 ・すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。（憲法第15④） ・投票の秘密保持（法52）　　等	・投票記載の場所の設備（令32） ・開票時の投票用紙の混同（法66②）	①不在者投票記載の場所の設備（令58④、令59の6⑪） ①②開票時の投票用紙の混同（法66②）
一人一票主義 投票は、各選挙につき一人一票に限る（法36）	投票用紙交付時に選挙人名簿にその旨を記載	①（ア）投票用紙交付時に選挙人名簿にその旨記載、（イ）選挙人名簿登録証明書に交付した旨を記載（令59の6⑧） ②投票用紙を交付した旨を在外選挙人証に記載（令65の11）

滞在地での不在者投票（現行）

選挙人

①投票用紙及び投票用封筒の請求

直接or郵送
or電子

**名簿登録地
市町村選管**

②選挙人名簿対照

不在者投票証明書の交付を
選挙人名簿の抄本に明示

③投票用紙及び投票用封筒等の送付

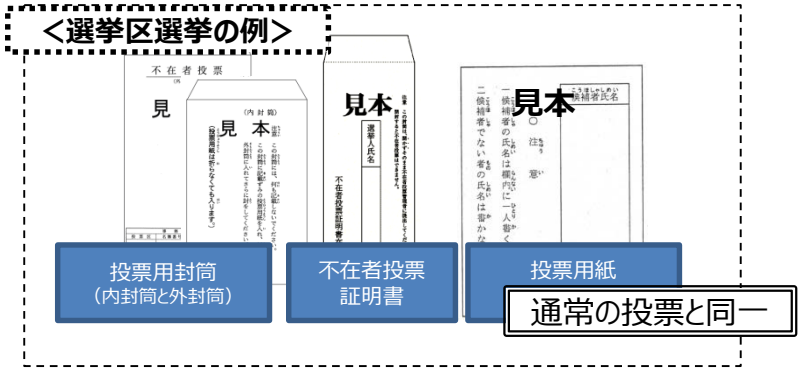

④投票用紙等の提示

**滞在先の
市町村選管**

⑤不在者投票証明書の確認、本人確認
⑥不在者投票

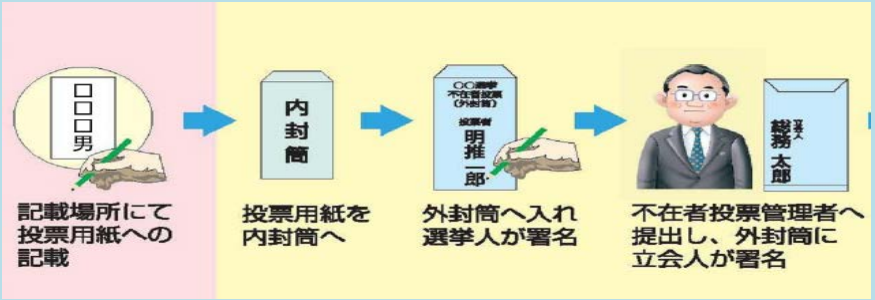

⑦不在者投票の送致

⑧不在者投票事務
処理簿の作成
- ・投票用紙の請求
- ・投票用紙等の交付
- ・不在者投票の手続

⑨不在者投票の受理
不受理等の決定

※⑧、⑨の事務処理については、次頁以降の案についてすべて同様

選挙における事前投票制度の例（韓国）

【韓国の国政選挙における事前投票】

	事前投票	当日投票
投票可能期間	選挙期日の５日前及び４日前の２日間	選挙期日当日
投票所	全国どこの投票所でも可能 （H28.4 総選挙：3,511 箇所） ※主に役所に設置	選挙人ごとに決められた投票所で投票 （H28.4 総選挙：13,837 箇所） ※主に学校に設置
投票できる選挙区	全国どの選挙区も可能	投票所ごとに決まっている
投票の手続き	① 住民登録カードによる本人確認 ② 本人が投票したことを証明するための指紋採取又は署名 ③ 統合された選挙人名簿との照合（投票所に設置された機器で住民登録カードを読み取り、オンライン照合） ④ 投票用紙及び回送用封筒の手交（白紙の用紙に、選挙人ごとに該当選挙区に応じて印刷） ⑤ 選挙人が投票用紙に記入 ※票を投じたい候補者の右にあるスタンプ欄にスタンプを押印する。 ⑥ 選挙人が投票箱（管轄内と管轄外の２箱が用意）へ投票（管轄外の投票箱には、回送用封筒に入れて投票） ⑦ 管轄外の投票箱に投票されたものは、回送用封筒により当該選挙人の選挙区の選管に郵送	① 本人確認 ② 投票用紙を手交 ③ 選挙人が投票用紙に記入 ④ 選挙人が投票箱へ投票

出典：衆議院シンガポール及び韓国における選挙制度実情調査議員団報告書（H28.9）ほか

障害者政策委員会（内閣府）における委員からの主な指摘事項

【代理投票について】

○　代理投票を行う選挙人の意思表示の際や補助者による選挙人の意思確認の際に、投票内容を投票所にいる他の選挙人等に知られることのないよう、投票の秘密に一層配慮すべきではないか。

○　盲ろう者等のコミュニケーションに障害のある選挙人の場合、通訳介助者と離れて投票することになり、自分の意思をうまく伝達できない場合もあるため、選挙人の意思を適切に反映できるよう、更なる支援が講じられるべきではないか。

【候補者情報の提供について】

○　視覚障害者に対する選挙情報として提供されている点字及び音声による「選挙のお知らせ版」について、点字を読めない視覚障害者も多いことから、点字版に加え、カセットテープ版、コンパクトディスク版、音声コード付き拡大文字版等の複数媒体から視覚障害者が選択することができるようにできないか。

○　現状では、「選挙のお知らせ版」は、啓発、周知の一部として実施されているが、「選挙公報」として位置づけることはできないか。

○　各選挙管理委員会がＨＰで提供している選挙公報のデータについて、音声読み上げが可能となるよう、画像ではなくテキストデータで提供することはできないか。

【知的障害者による投票について】

○　知的障害者が投票する際に、適切に投票ができるように投票所において十分な配慮・支援を行う必要があるのではないか。

代理投票制度の概要

心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名を記載することができない選挙人が、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる制度

＜対象者＞

心身の故障その他の事由(※)により自書することができない者

※「心身の故障その他の事由」とは、例えば指先、腕の疾病、中風、失明等を意味する。また、文字の読めない者、自書能力又はこれに代わるべき点字による記載能力のないすべての者を含む。また、学習の機会がなかったこと等により文字が書けない場合も含まれると解される。

＜手続＞

① 選挙人が投票管理者に申請

② 投票管理者による補助者の指定

投票管理者は、代理投票を申請した選挙人について代理投票をさせるべき事由があると認めたときは、投票立会人の意見を聞いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定める。

③ 補助者による氏名の記載及び立会い

補助者のうち一人に選挙人の指示(※)する候補者の氏名を記載させ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

※ 選挙人の指示に反して異なる候補者の氏名を記載した場合は、行為者は、公職選挙法第二百三十七条の二の規定による罰則（二年以下の禁固又は三十万円以下の罰金）の適用を受ける。

＜投票者数＞

平成 28 年参議院通常選挙（選挙区）

選挙当日投票所における代理投票	３８，９６４人
期日前投票所における代理投票	７１，４３１人

平成 26 年衆議院総選挙（小選挙区）

選挙当日投票所における代理投票	３８，３１８人
期日前投票所における代理投票	６２，６８５人

国政選挙における代理投票に関する通知

３　第４８回衆議院議員総選挙及び第２４回最高裁判所裁判官国民審査の管理執行について（抜粋）

総行管第２８２号
平成２９年９月２９日

各都道府県選挙管理委員会委員長　殿
総務省自治行政局選挙部長

８　代理投票

代理投票については、この制度の趣旨、投票方法等を選挙人、投票管理者等に対し周知徹底すること。

代理投票の制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を持つものであるので、その手続は法令の定めるところにより、適正に実施しなければならないものであり、その運用に遺漏のないようにすること。

特に、投票はあくまでも選挙人本人の自由意思に基づいて行われるべきものであることから、投票所の事務に従事する者等のうちから定められた補助者２人が選挙人本人の意思を確実に確認した上で、そのうちの１人が選挙人の指示する候補者の氏名等を記載するよう徹底すること。

また、１人の補助者のみで代理投票を行うことなど絶対にないよう留意すること。

投票を補助すべき者は、代理投票が認められる選挙人の態様は様々であることから、選挙人本人の意思確認に当たり、個々の選挙人の状況に応じてきめ細かく適切に対応することが重要であり、必要に応じて、選挙人の家族や付添人等との間で、候補者の氏名の確認に必要な選挙人本人の意思の確認方法について事前打合せを行うこと等、その意思確認に十分努力すべきものであること。

なお、意思確認の方法について、「代理投票時における選挙人の意思確認の取組事例について」（平成２８年４月２８日付け総行管第１６０号）により通知しているので、参考にすること。

代理投票時における意思確認の取組等

【設備等の整備】

○　氏名等掲示について、選挙人が手元で見ることができるよう縮小版を準備する。

○　意思疎通を図るためにコミュニケーションボードを準備する。

【意思確認の方法】

○　補助者が氏名等掲示を順番に指さし、または候補者名を順番に読み上げ、投票したい候補者のところでうなずいてもらう形で意思確認を実施。

○　本人に氏名等掲示を指さしてもらったり、候補者名を声に出してもらった上で、さらに記載した候補者名を再度本人に確認する形で意思確認を実施。

○　選挙人が候補者ごとに切り取った選挙公報を持参した際に、切り抜きをシャッフルした上で、選び取ってもらうような形で意思確認を実施。

○　候補者の氏名等を書いた紙片（名刺）等を持ってきた場合、特に慎重を要するものであるため、補助者は黙って紙片にある氏名を記載するようなことはせず、選挙人に投票すべき候補者の氏名を確かめてから記載する形で意思確認を実施。

○　候補者１名ごとに所属・氏名を記載したカードを作成し、これを補助者が１枚ずつ読み上げかつ選挙人に提示する形で意思確認を実施。

○　手を動かすことができない者については、家族等と事前に打ち合わせ、まばたきによって意思確認を実施。

【その他配慮事項】

○　選挙人や立会人等から疑惑をもたれないよう、候補者の氏名を聞く場合、誘導尋問と疑われるような言い方をしないよう留意。

○　事前に障害担当課と選挙人の家族を交えて意思確認の方法について打ち合わせる。

○　声により意思確認をする場合もあることから、投票の秘密が確保されるよう、代理投票記載場所は、一般の投票記載場所から十分な距離をとるよう配慮。また、他の選挙人が近づきすぎないよう会場整理を行っている。

障害者に対する取組の状況
（投票所のバリアフリー対策、選挙のお知らせ版の提供）

１　投票所のバリアフリー対策状況

（１）敷地の入口から、投票所を設置した施設（建物）までの間の障害等

（単位：投票所数）

	投票所総数	障害あり	障害がある場合の対応				建物までの案内図等の掲示等	視覚障害者誘導ブロックの設置	障害者専用駐車場の設置
			簡易スロープ設置	人的介助	その他	対応なし			
28 年参	47,902	13,013	6,361	6,448	194	133	6,970	2,693	7,313
26 年衆	48,617	13,941	7,078	6,756	193	257	6,921	2,104	6,417

（２）投票所内の設備・備品等の設置状況

（単位：投票所数）

	案内図等の掲示	点字器	拡大ルーペ（虫眼鏡）	老眼鏡	記載台用照明	文鎮等	車イス	車イス用記載台	投票方法の掲示	候補者等名簿（点字）	候補者等名簿（拡大文字）	手話通訳者
28 年参	12,513	40,260	21,517	35,913	22,293	23,901	23,934	39,009	23,183	39,611	12,250	26
26 年衆	12,495	39,910	19,925	34,744	21,330	22,733	22,595	38,138	21,176	39,070	8,560	75

２　点字又は音声による候補者情報（選挙のお知らせ版）の提供状況

全都道府県において点字版・音声版（カセットテープ・CD、音声コードのいずれか）を配布している。

（単位：都道府県数）

	点字版	音声版			
			カセットテープ	CD	音声コード
28年参（選挙区）	47	47	39	39	19
26年衆（小選挙区）	47	47	41	32	13

（音声版の内訳は複数回答。）

※提供方法は、直接配布、関係団体・都道府県市区町村関連施設における据置・貸出・閲覧等

国政選挙における投票所の設備等に関する通知

16　投票所の設備等に関する留意事項について（抜粋）

総行管第２９５号
平成２９年９月２９日

各都道府県選挙管理委員会書記長　殿
総務省自治行政局選挙部管理課長

1　投票所内においては、選挙人が選挙を身近なものと感じ、明るい雰囲気で気軽に投票できるように創意工夫を凝らすこと。
　また、プライバシーの確保等に留意した上で、障害者や高齢者の方々に親切で丁寧な応対ができるよう十分配慮すること。

2　投票が円滑に行われるようにするため、投票所内の入口等に投票の順序、投票所の見取図を掲示し、また投票所内においては選挙人の投票のための順路を適切な方法で明示するなどの措置を講じるほか、高齢者や障害者等の投票の便宜のため、次のことに留意すること。
(1) 投票所においては、幅が広く堅固な記載台や記載台への照明灯、車イスや車イス用の投票記載台、点字や拡大文字による候補者名簿、点字器、虫眼鏡、老眼鏡、文鎮などのより投票しやすい設備や備品を準備すること。
(2) 投票所を設置した施設の敷地の入口から投票を記載する場所までの間に段差がある場合には、スロープを設置する、常時人的介助が可能な体制をとるなどの適切な措置を講じるとともに、これまでなされていた措置であっても、支障となる段差がないか、設置したスロープの勾配は適正か、必要な場所で人的介助を求めることができ、すぐに職員が対応できる体制となっているかなど、障害者や高齢者の視点に立って再度点検を行い、必要な措置を講じること。
(3) なお、投票所において、準備している設備や備品の内容、必要とされる選挙人には人的介助が可能であることについて、障害者や高齢者等の方々に周知すること。また、併せて自書ができない選挙人については、代理（代筆）投票が可能であることについて、周知すること。
(4) 投票所において、高齢者や障害者等が利用しやすい駐車場の確保に努めること。なお、学校施設に投票所を設置する場合は、別途通知する「第４８回衆議院議員総選挙及び第２４回最高裁判所裁判官国民審査の管理執行について」（平成２９年９月２９日付け総行管第２８２号）により、その駐車場の確保について配慮すること。

3　（略）

4　選挙人を介護する者その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者は、従前どおり投票所に入ることができることとなっているので、その取扱いに留意すること。

障害者の権利に関する条約（抜粋）

（平成 19 年 9 月 28 日署名、平成 26 年 1 月 20 日批准）

第二十九条　政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

(a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。

（ｉ）投票の手続、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。

（ⅱ）障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。

（ⅲ）選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。

(b) （略）

障害者の権利に関する条約　第１回日本政府報告（日本語仮訳）（抜粋）

187. 公職選挙法第 47 条及び公職選挙法施行令第 39 条の規定により、目のみえない方々が点字投票を行うことができ、同法第 48 条の規定により、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない者は、代理投票（代筆投票）を行うことができ、同法第 49 条の規定により、都道府県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホーム、身体障害者援護支援施設等に入院、入所中の方々が、その施設において投票を行うことができ（指定施設における不在者投票）、身体に重度の障害のある方々（身体障害者福祉法に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者のうち一定の障害を有する者等）が、郵便等による投票を行うことができ（郵便等による不在者投票）、同法第 58 条の規定により、障害者を介助している者等投票管理者が「やむを得ない事情がある者」と認めた者については、選挙人とともに投票所に入ることが認められている※。また、同法第 150 条、政見放送実施規程の規定により、衆議院比例代表選挙及び都道府県知事選挙の政見放送においては手話通訳の付与、参議院比例代表選挙においては手話通訳及び字幕の付与が可能であり、また、衆議院小選挙区選挙においては、候補者届出政党が作成したビデオに手話通訳や字幕を付与することができる状況にある。また、総務省は公益財団法人明るい選挙推進協会と連携し、選挙啓発を実施しており、その中で、障害者が可能な投票方法等の周知に努めている。

※随行して入場した者については、代理投票の補助者となることはできないが、投票所内での移動や代理投票の申請等で援助することが可能。

洋上投票の手続の流れ

❶ 不在者投票管理者（船長）及び立会人がいる場合

選挙人名簿登録証明書（①②共通）

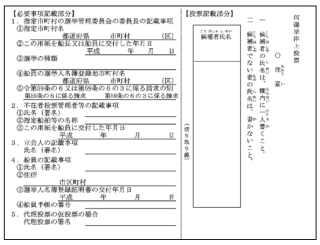
投票送信用紙（①②共通）

船員が船長に洋上投票をしたい旨を申出
※選挙人名簿登録証明書を添付

船長が指定市町村の選管に投票送信用紙等を請求
※選挙期日の公示後でも可能

指定市町村の選管が船長に投票送信用紙等を交付

船長が投票送信用紙等を保管

❷ 不在者投票管理者（船長）及び立会人がいない場合

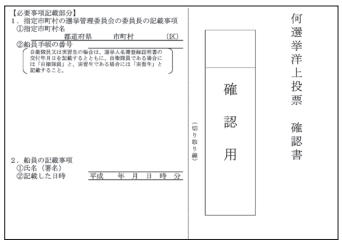
確認書（②のみ使用）

船員が指定市町村の選管に投票送信用紙等を請求
※選挙人名簿登録証明書及び海員名簿の写し等を添付
※選挙期日の公示後でも可能

指定市町村の選管が船員に投票送信用紙等及び確認書を交付

船員が投票送信用紙等及び確認書を保管

出　　航

選挙期日の公示後

船員が船長に投票送信用紙等を請求

船長が船員に投票送信用紙等を交付

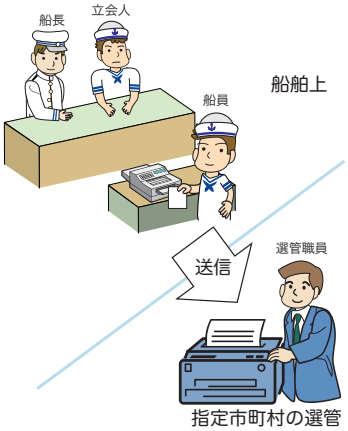

船員が投票の記載をし、ファクシミリ装置を用いて送信

船員が投票送信用紙を切り離す
※ファクシミリ送信が正常に完了したことを確認してから切り離す

船員が投票記載部分を封筒に入れ、必要事項記載部分を封筒に貼り付けて船長に提出

投票に先立ち、**船員**が指定市町村の選管にファクシミリ装置を用いて確認書を送信

指定市町村の選管が船員に確認書を受信した旨を連絡

選挙期日の公示後

船員が投票の記載をし、ファクシミリ装置を用いて送信

船員が投票送信用紙を切り離す
※ファクシミリ送信が正常に完了したことを確認してから切り離す

船員が投票記載部分を封筒に入れ、必要事項記載部分を封筒に貼り付ける

帰　　港

船長が指定市町村の選管に封筒を送致

指定市町村の選管が選挙人名簿登録地市町村の選管に封筒を送致

船員が指定市町村の選管に封筒を送致

指定市町村の選管が選挙人名簿登録地市町村の選管に封筒を送致

※ファクシミリ装置を用いて送信した投票は、指定市町村の選管が選挙人名簿登録地市町村の選管に送致します。

投票送信用紙の様式

（小）選挙区の投票送信用紙の様式

第十三号様式の九（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）（十条の七関係）
その一

【必要事項記載部分】

1．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項
①指定市町村名
都道府県　　市町村　　（区）
②この用紙を船長又は船員に交付した年月日
平成　　年　　月　　日
③選挙の種類
④船員の選挙人名簿登録地市町村名
都道府県　　市町村　　（区）
⑤令第59条の６又は第59条の６の３に係る請求の別
第59条の６に係る請求　　第59条の６の３に係る請求

2．不在者投票管理者等の記載事項
①氏名（署名）
②指定船舶等の名称
③この用紙を船員に交付した年月日
平成　　年　　月　　日

3．立会人の記載事項
氏名（署名）

4．船員の記載事項
①氏名（署名）
②住所
市区町村
③選挙人名簿登録証明書の交付年月日
平成　　年　　月　　日
④船員手帳の番号

5．代理投票の仮投票の場合
代理投票の署名

【投票記載部分】

何選挙洋上投票

候補者氏名

（切り取り線）

○注意

一　候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二　候補者でない者の氏名は、書かないこと。

（切り取り線）

ファクシミリ送信時の用紙の向き
（※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。）

【注意事項記載欄】

1　投票送信用紙の交付から送信までの手続

(1)　令第59条の６に係る請求の場合

①　この投票送信用紙の交付を受けた船員は、１、２、３欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりせず、投票の記載をする場所で４欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載してください。

②　投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。

③　代理投票の場合は、４欄には代理記載人が記載してください。

④　５欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。

(2)　令第59条の６の３に係る請求の場合

①　この投票送信用紙の交付を受けた船員は、１欄及び２欄中②欄に記載されている事項を消したり、修正を加えたりしないでください。

②　船員は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が指定した時間内に確認書の送信を行った後、選挙の期日の公示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間の指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内において、４欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載し、２欄中①、③欄及び３欄については、何も記載しないでください。

③　投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。

2　投票送信用紙の送信後の手続

(1)　令第59条の６に係る請求の場合

①　船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、船長に提出してください。

(2)　令第59条の６の３に係る請求の場合

①　船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、確認書とともに保管し、本邦の港に帰ったときに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長あて送致してください。

3　出航後に船員が２人以下となった場合の手続

船長は、船員から令第59の６第８項の請求を受けた場合において、船員の数が２人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、２欄に必要事項を記載し、３欄には当該船員が第49条第８項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、４欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記１(2)③及び２(2)①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、５欄には何も記載しないでください。

市（区）（町）（村）選挙管理委員会　印

受信用ＦＡＸ用紙

【必要事項記載部分】

【投票記載部分】

【シール部分】

キリトリ線

6月15日 12:17 0110206 0121737 1/1

【必要事項記載部分】

1．期日前投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項

①期日前投票指定市町村名

都道府県　市町村　(印)

②この用紙を確実に交付した年月日　平成　年　月　日

③選挙の種類　通信テスト用

④選挙人の選挙人名簿登録地市町村名

都道府県　市町村　(印)

2．不在者投票管理者の記載事項

①氏名（署名）　通信テスト用

②投票記載場所

③この用紙を選挙人に交付した年月日

平成　年　月　日

3．立会人の記載事項

氏名（署名）　通信テスト用

4．選挙人の記載事項

①氏名（署名）　通信テスト用

②住所

市区町村

③不在選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付年月日

平成　年　月　日

5．代理投票の仮投票の場合

代理記載人の署名

（切り取

切り取り、開くと・・・

【投票記載部分】

候補者氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称

通信テスト用

第　回参議院（比例代表選出）議員選挙南極投票

○注意

一　候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。

二　候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

共通投票所制度について

（公職選挙法第41条の2関係）

【趣旨】
選挙の当日、投票区ごとに設けられる既存の投票所とは別に、市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる投票所（共通投票所）を設置することができることとし、市町村選管の判断により、有権者にとって利便性の高い場所に共通投票所を設置できるようにする。

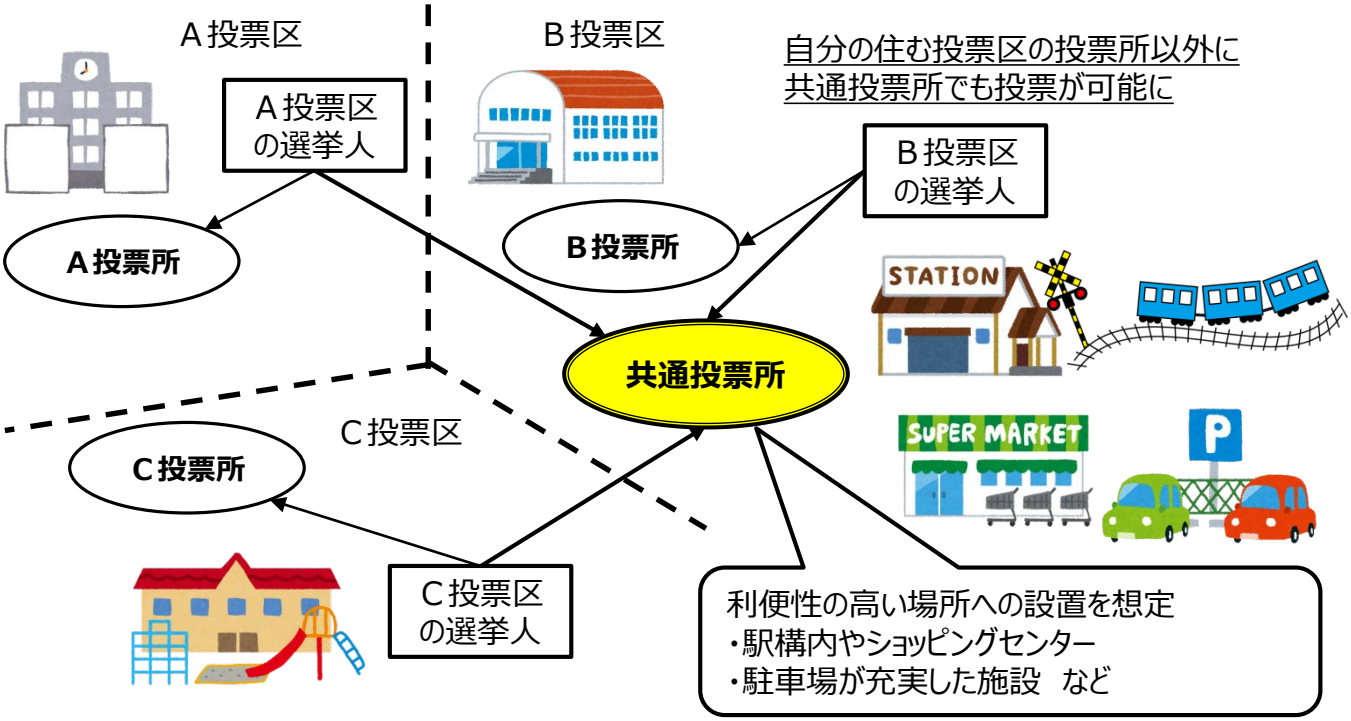

※共通投票所での投票時間
朝５時から夜８時までの間で、市町村選管が任意に決定

【二重投票を防止するための措置】

複数の投票所で投票が可能となるため、二重投票を防止するための措置が必要

⇩

投票所や共通投票所と本庁舎の間で投票済情報を相互に共有

セキュリティーの高いネットワークを構築　など

平成29年執行衆議院議員総選挙における共通投票所の投票者数

市町村名	選挙当日有権者数	投票者数	うち選挙期日当日の投票者数	うち共通投票所投票者数	当日の投票者数に占める共通投票所の投票者数の割合	共通投票所に使用した施設
北海道 函館市	229,609	133,402	85,512	1,023	1.20	商業施設２箇所
青森県 平川市	27,313	15,683	9,821	1,561	15.89	商業施設１箇所
岩手県一関市	102,445	60,361	34,328	1,723	5.02	商業施設２箇所
長野県 高森町	10,680	7,143	3,521	429	12.18	商業施設２箇所
合計	370,047	216,589	133,182	4,736	3.56	

全国市区選管調査2018にみるICT活用に対する状況

東北大学大学院情報科学研究科　河村和徳

調査の概要

- 調査対象
  - 全国794市区（政令市を除く）の選挙管理委員会事務局（全数調査）
- 調査の実施方法
  - 2017年12月下旬　質問票を郵送
  - 第1回回答締め切りは2月上旬、1月下旬に電話による督促を実施
  - 一部の選管事務局より、自らの自治体の選挙実施の都合から回答期限の延長の申出があり、調査の回収期限を年度末の3月中旬まで延長
- 回収率　97.6%（3月下旬に1選管から返信があり、最終的には97.7%）
- 結果の単純集計は『月刊選挙』2018年4月号～6月号に掲載

調査の概要

- 調査に関する研究助成
  - 2015-17年度　科学研究費補助金基盤研究B 「被災地目線で検討するeデモクラシーに関する基礎的研究」
  - 2017年度　電気通信普及財団研究助成「自治体セキュリティ環境はインターネット投票のハードルとなっているのか？－共通投票所導入から紐解く選挙管理におけるICT活用の課題」（品田委員・湯淺委員が共同研究者）

- 調査の質問項目は全部で20問、次の3つに大別される
  1. 2017年の衆院選の選挙管理状況
  2. 投票環境向上に関する実態
  3. 選挙管理に関するICT利用に対する意識

選挙人名簿関連のICTの活用状況

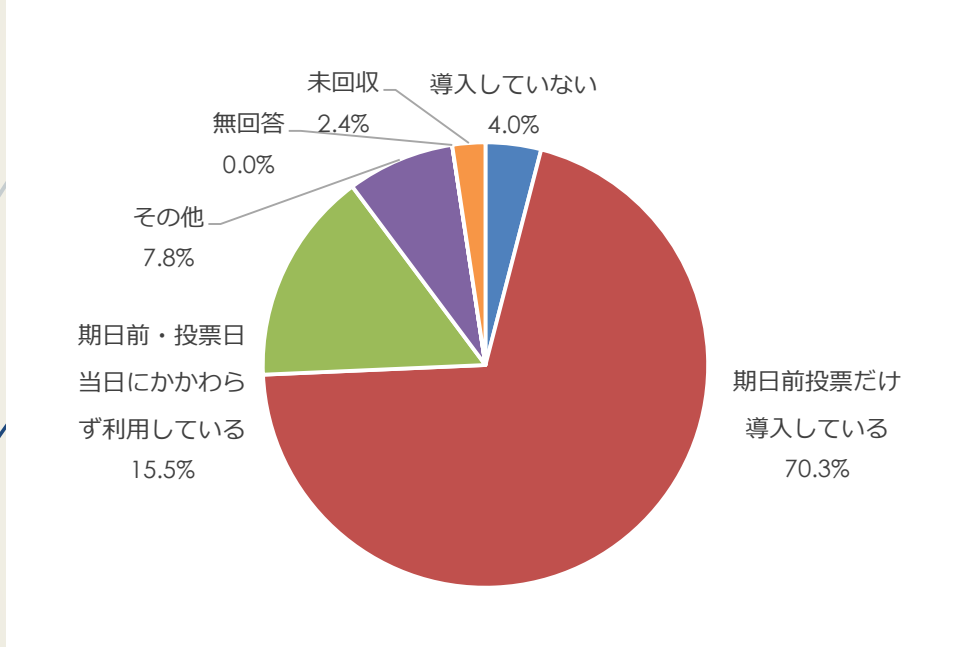

選挙情報システム（名簿対照）の
導入状況

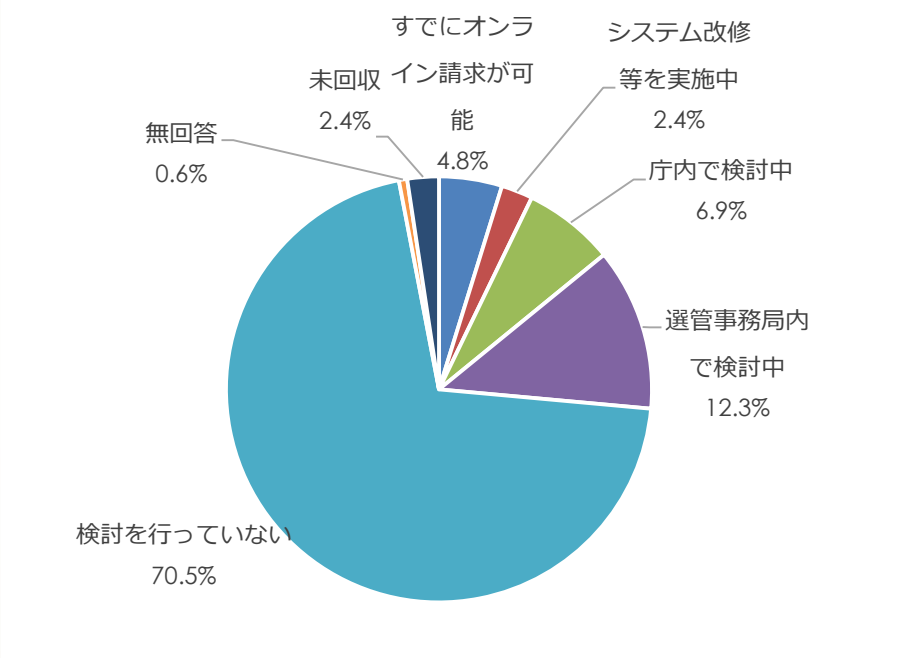

不在者投票の投票用紙等の
オンライン申請の状況

無線による情報通信システムの構築

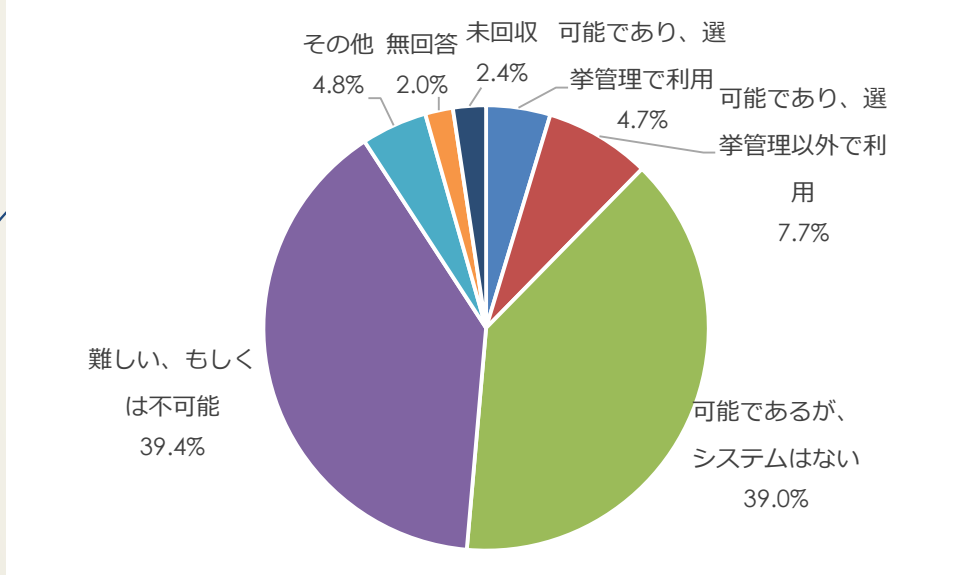

- 約4割が「難しい」「不可能」と答えている

  → セキュリティポリシーが厳しい

  音頭をとっても動かない可能性

- また約4割が「可能であるが自治体内にシステムはない」と答えている

  → 前例がないために拒否されやすい環境にある

無線通信に対するセキュリティ部門の態度

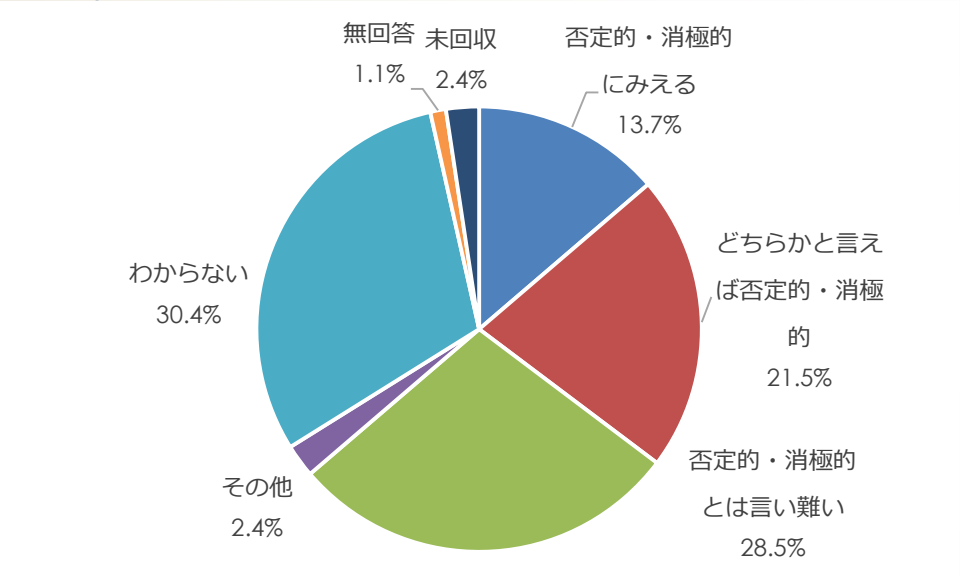

- 約4割が否定的

  → 財政環境とは別の理由で活用が進まない可能性

- 約3割がわからないと回答

  → コミュニケーション不足の可能性

無線通信に対する市長・区長の態度

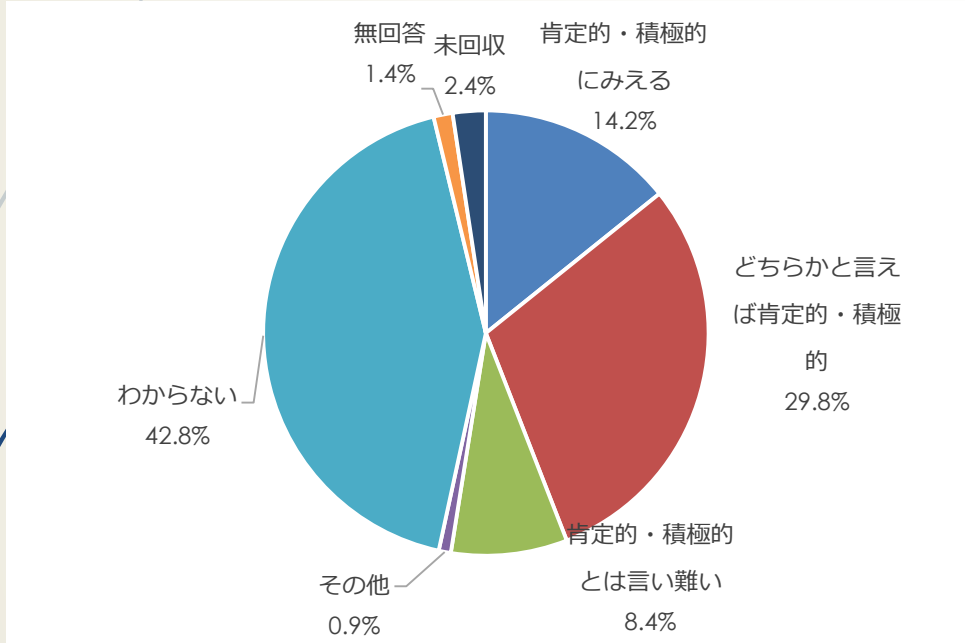

- 約45%は肯定的・積極的

  → セキュリティ部門とのギャップ

  政治主導の側面がある

- 4割強がわからないと回答

  → 首長の意向調査の実施などが必要では？

拒否権プレーヤーとしてのセキュリティ部門

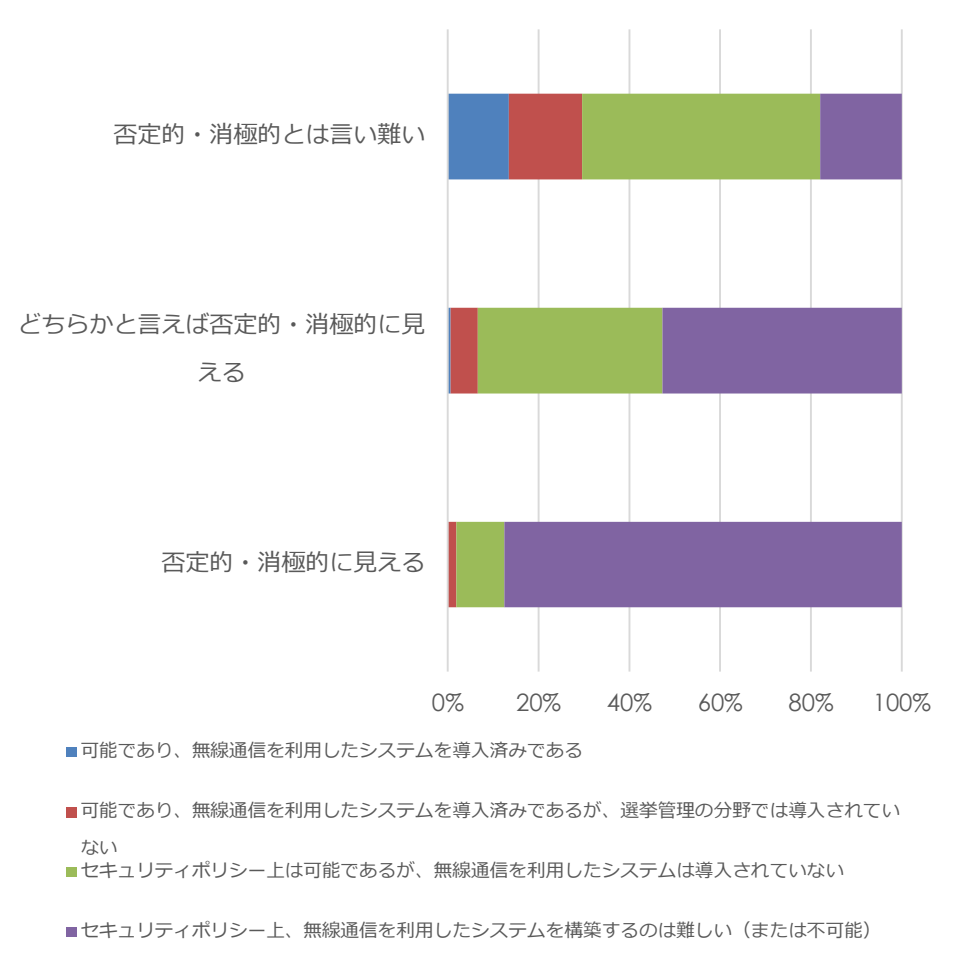

- セキュリティ部門が否定的・消極的ととらえている自治体の選管事務局ほど、無線通信の利用は「難しい」「不可能」と答える傾向

  → セキュリティ部門とのギャップ

- 首長の意向との関連性はほぼない

マイナンバーカードの利用に対する回答

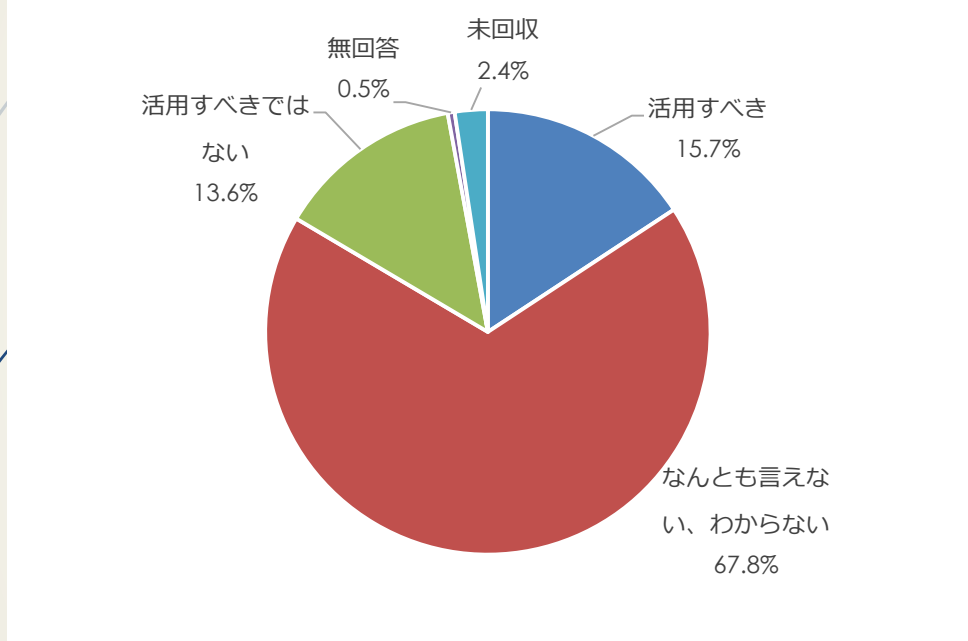

- 「活用すべき」と「活用すべきでない」は拮抗
- ただし、約3分の2は「なんとも言えない」「わからない」

  → 具体的なイメージを提供する必要があるのでは？

  → 縦割り主義の影響？

マイナンバーカードの利用に対する懸念

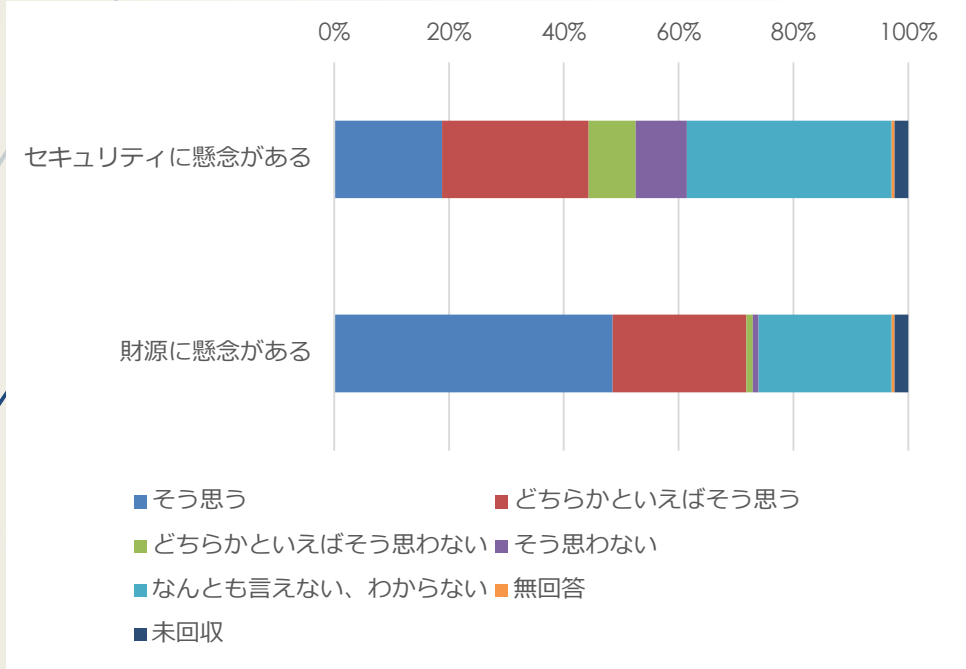

- 「セキュリティに懸念がある」という回答は約半数、ただし、わからないも多い

  → 具体的なイメージを共有する必要があるのでは？

- 「財源に懸念がある」は非常に多い

  → 実施が仮に決まったとしても、財源の担保を検討しておく必要がある

  → 部分的な利用から始めるという選択肢も必要かもしれない

（参考）電子投票等に対する有権者意識
（福島県民意識調査）

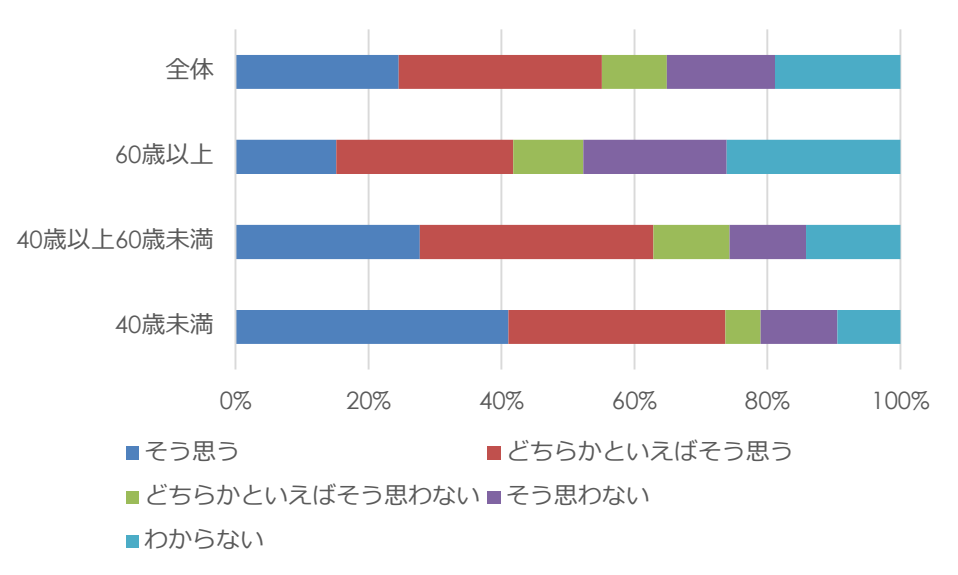

「電子投票を普及させるべき」という意見に対する態度

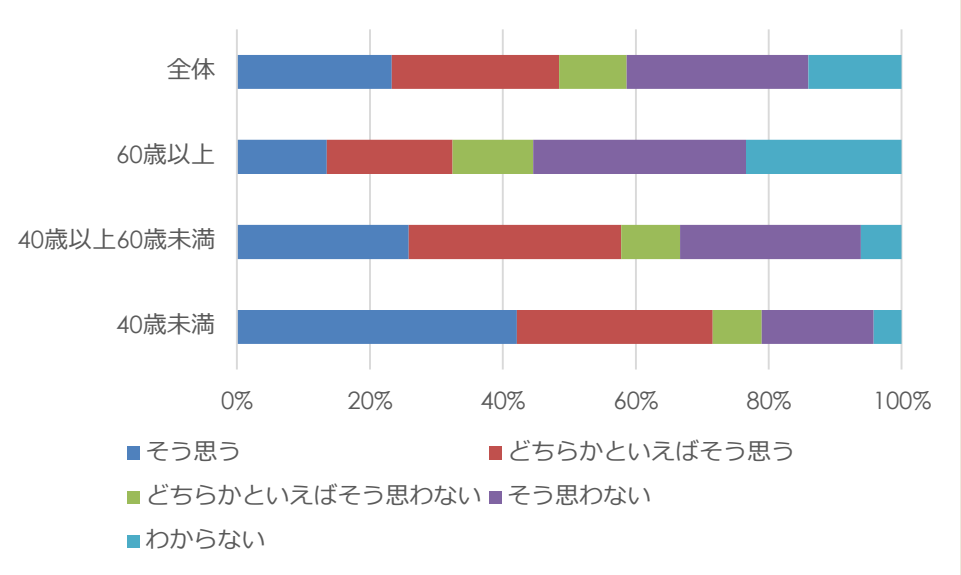

「電子メール投票・インターネット投票を認めるべき」という意見に対する態度

電子投票について

1. 電子投票のメリット

・選挙結果の判明が迅速かつ正確

・有権者の意思を正確に反映(疑問票・無効票解消)

・自書が困難な有権者も容易に投票

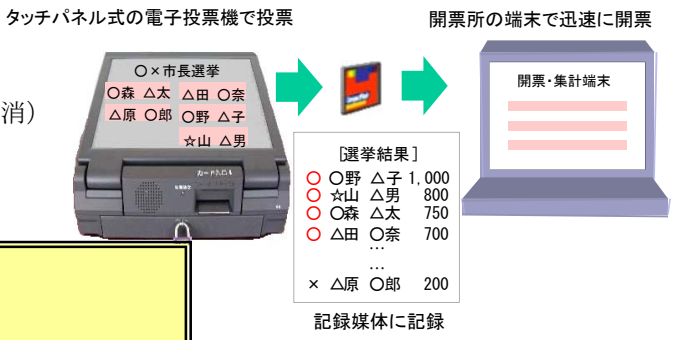

2. 経緯

・平成14年2月　電磁的記録投票法施行(地方選挙のみ)
・平成14年6月　岡山県新見市で全国初の電子投票
・平成15年7月　**岐阜県可児市議選で機器が故障**
・平成15年12月　期日前投票にも電子投票導入
・平成17年7月　**岐阜県可児市議選の選挙無効が確定**
・平成18年4月　**電子投票システム調査検討会から信頼性の向上に向けた方策について報告**

全国の5割を超える市町村が、「技術的な信頼性向上が課題」と回答

・平成18年12月　電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱の制定
・平成19年4月　**民間検査機関を活用した技術的条件の適合確認の結果公表**
・平成28年2月までに**10団体で25回の電子投票を実施**
(現在、条例制定団体は6団体)

電子投票システム調査検討会

電子投票機について、国が「技術的条件」への適合状況に係る検査を検査法人等に委託し、検査結果をとりまとめて、地方公共団体に対して公表することが必要

3. 信頼性向上のためのこれまでの取組

①「電子投票導入の手引き」(マニュアル)の作成
17年に、これまでの実施例における管理運用のノウハウを集約した手引きの作成。

②電子投票システムの技術的条件の見直し
18年12月、これまでのトラブル事例を踏まえ技術的条件を見直し。

③適合確認実施要綱の制定及び適合確認の実施
民間検査機関を活用して適合確認を行い、安心して電子投票を導入できる環境を構築。

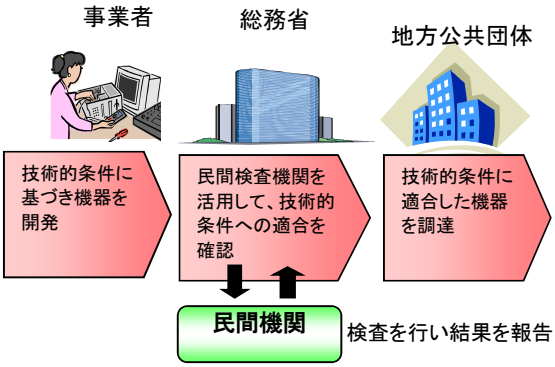

4. 国政選挙導入の動き

H18.10.25　自民党･選挙制度調査会において「電子投票の国政導入に関する最終報告」を了承

(第166回通常国会)
H19. 6.12　議員立法（自・公）により「電子投票法改正法案」が提出される。
(継続審議の取扱い)

(第168回臨時国会)
H19.12.11　衆議院において可決される
H19.12.19　参議院における法案審議の過程において、民主党より修正案の提示
⇒継続審議の取扱い

(第169回通常国会)
H20. 6.21　参議院において継続審議の取扱いとせず（審議未了）⇒廃案

電子投票条例制定団体（６団体）

平成30年3月現在

団体数	団体名	条例を公布した日	備考
1	宮城県白石市 （凍結中）	平成14年9月26日公布 平成22年9月17日改正	・平成23年12月16日　平成24年4月1日以降当分の間電子投票の実施を休止する条例（附則）改正
2	福島県大玉村 （凍結中）	平成14年12月13日公布 平成23年　6月20日改正	・平成25年3月　7日　平成25年4月1日以降当分の間電子投票の実施を休止する条例（附則）改正
3	岐阜県可児市 （凍結中）	旧:平成15年3月24日公布 新:平成17年3月25日公布	・平成18年3月23日　条例（附則）改正により、条例の適用を規則で定めることで、実質条例を凍結
4	青森県六戸町	平成15年9月24日公布	・平成30年2月26日　町議会議員協議会において、電子普及協業組合から機材確保が難しくなったため、休止せざるをない旨報告
5	三重県四日市市 （凍結中）	平成16年3月29日公布	・市長選及び市長選と同時に行われる市議補選に限定 ・平成23年3月31日　平成23年4月1日以降当分の間電子投票の実施を休止する条例（附則）改正
6	岡山県新見市 （凍結中）	平成14年3月25日公布 平成17年3月31日失効 平成18年10月2日公布	・平成17年　3月31日　新設合併により旧新見市の条例は失効 ・平成17年　4月　1日　新設合併 ・平成18年10月　2日　合併後の新見市が条例公布 ・平成28年11月11日　平成28年市長選で電子投票条例の規定を適用しない条例（附則）改正 ・平成29年　1月24日　平成29年市議選で電子投票条例の規定を適用しない条例（附則）改正

地方選挙における電子投票実施状況等（１０団体・２５回）

H29．12現在

実施団体	選挙種別
岡山県　新見市	市長・市議（H14.6.23）
広島市（安芸区のみ）	市長（H15.2.2）
宮城県　白石市	市議（H15.4.27）
福井県　鯖江市	市議（H15.7.6）
岐阜県　可児市	市議（H15.7.20）
福島県　大玉村	村議（H15.8.3）
神奈川県　海老名市	市長・市議（H15.11.9）
青森県　六戸町	町長（H16.1.18）
京都市（東山区のみ）	市長（H16.2.8）
岡山県（新見市のみ）	知事（H16.10.24）
宮城県　白石市	市長（H16.10.31）
三重県　四日市市	市長・市議補（H16.11.28）
青森県　六戸町	町長（H17.6.12）

実施団体	選挙種別
青森県　六戸町	町議（H19.4.22）
宮城県　白石市	市議（H19.4.22）
福島県　大玉村	村議（H19.8.5）
京都市（上京区、東山区）	市長（H20.2.17）
宮城県　白石市	市長（H20.10.26）
三重県　四日市市	市長（H20.11.30）
岡山県　新見市	市長・市議（H21.4.12）
青森県　六戸町	町議（H23.4.24）
京都市（上京区、東山区）	市長（H24.2.5）
岡山県　新見市	市長・市議（H25.4.14）
青森県　六戸町	町議（H27.4.26）
青森県　六戸町	町議補（H28.1.17）

●　電子投票条例制定団体（6団体）（平成29年12月現在）

青森県六戸町、宮城県白石市、福島県大玉村、岐阜県可児市、三重県四日市市、岡山県新見市

※1　二重下線の団体は、条例凍結中の団体
※2　福井県鯖江市、神奈川県海老名市、京都府京都市、広島県広島市は条例廃止

（参考）　新見市における平成28年12月25日（日）執行の市長選挙については、「十分な準備期間の確保が難しい」（同市選管）として、自書式投票を実施。
　また、平成29年4月16日（日）執行の市議会議員選挙については、「経費の検証等を行う」（同市選管）として、自書式投票を実施予定だったが、無投票となった。

電子投票実施団体の開票時間

平成28年12月現在

実施団体	選挙種別	開票所要時間		前回選挙時において投票用紙を使用した場合における開票時間
		電子投票のみの開票時間	不在者投票を含めた開票時間	
岡山県　新見市	市長・市議（H14.6.23）	25分	2時間00分	4時間25分
広島市（安芸区のみ）	市長（H15.2.2）	20分	44分	1時間35分
宮城県　白石市	市議（H15.4.27）	55分	2時間05分	4時間18分
福井県　鯖江市	市議（H15.7.6）	14分	1時間30分	2時間30分
岐阜県　可児市	市議（H15.7.20）	13分	1時間06分	3時間15分
福島県　大玉村	村議（H15.8.3）	16分	1時間00分	2時間30分
神奈川県　海老名市	市長・市議（H15.11.9）	※1	※1	約3時間
青森県　六戸町	町長（H16.1.18）	10分	23分	約1時間
京都市（東山区のみ）	市長（H16.2.8）	13分	22分	57分
岡山県（新見市のみ）	知事（H16.10.24）	15分	35分	2時間12分
宮城県　白石市	市長（H16.10.31）	30分	1時間10分	2時間28分
三重県　四日市市	市長・市議補（H16.11.28）	30分	1時間20分	1時間40分（市長のみ）
青森県　六戸町	町長（H17.6.12）	7分	20分	－
青森県　六戸町	町議（H19.4.22）	2分	26分	無投票
宮城県　白石市	市議（H19.4.22）	25分	49分	－
福島県　大玉村	村議（H19.8.5）	3分	16分	－
京都市（上京区、東山区）	市長（H20.2.17）	上京区　14分 東山区　12分	上京区　22分 東山区　25分	上京区 57分
宮城県　白石市	市長（H20.10.26）	12分	40分	－
三重県　四日市市	市長（H20.11.30）	20分	1時間45分	－
岡山県　新見市	市長・市議（H21.4.12）	40分	1時間30分	3時間7分
青森県　六戸町	町議（H23.4.24）	6分	41分	－
京都市（上京区、東山区）	市長（H24.2.5）	上京区　12分 東山区　9分	上京区　26分 東山区　20分	－
岡山県　新見市	市長・市議（H25.4.14）	15分	市長　43分 市議　55分	－
青森県　六戸町	町議（H27.4.26）	6分	23分	－
青森県　六戸町	町議補（H28.1.17）	4分	14分	－

注）1　神奈川県海老名市については、衆議院議員総選挙が同日に執行されたため、市長・市議の開票時間が特定できない。

2　H16.1.18に行われた六戸町長選以降は期日前投票に電子投票が導入された。

電子投票の選挙における主なトラブル事例

電子投票システムの信頼性向上に向けた方策の基本的方向（平成１８年３月）　抜粋

①　岐阜県可児市議選（平成１５年７月２０日執行）

○トラブル内容

可児市議選では、クライアント・サーバー型の電子投票機を使用したが、投票開始後、全ての投票所において連続１５分～４０分程度（断続的であったため１投票所当たりで通算すると最長１時間２３分）投票できない状態となった。

原因は、サーバー内のMOユニットの過熱のため、MOの保護機能が作動したことによる。

また、投票端末の反応が鈍くなった際に、電子投票機の開発会社から派遣された技術職員が、誤って投票操作を行ってしまったこと等から、投票総数が投票者数を上回った。

なお、最下位当選者（１，３６１票）と次点者（１，３２６票）の差は３５票であった。

このため、住民より選挙無効の申出があり、市選管での異議の申出の棄却、県選管での審査の申立ての棄却を経て名古屋高裁に提訴され、選挙無効の判決が下された。その後県選管が上告したが、最高裁で棄却され、選挙無効が確定した。

【名古屋高裁判決理由（平成１６年９月３０日判決）】

MOユニットの温度上昇等のトラブルにより投票の記録の遅延が発生したことから、二重投票、投票の記録の削除等の事態を引き起こすなど、電磁記録投票法の電子投票機の条件を一時的に具備していない状態にあった。

また、投票の記録が確実に行われることが保障されない状況下で投票させたこと、待機中の選挙人に復旧を要する時間について正確な情報を提供する等、所要の措置をとらなかったこと等の管理執行上の過誤があった。

投票機のトラブル発生時に、１，０００人を相当上回る大勢の待機者がいて、そのうち多数の選挙人が、一旦投票を諦めて帰ったと認められる。これらのうち、再度投票所を訪れ、投票を済ませた者も相当数いたと推認できるが、なお無視しえない数の多数の選挙人が投票をしなかったということも、推認できること等から、得票差が３５票であり、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあると認められる。

【最高裁棄却理由（平成１７年７月８日棄却）】

「～本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、（最高裁判所に上告することが許される）事由に該当しない。」

② 神奈川県海老名市長選・市議選（平成１５年１１月９日執行）

○トラブル内容

海海老名市では、クライアント・サーバー型の電子投票機を使用し、投票を複写する記録媒体に記録された投票の数をサーバーに表示して投票者数を確認することとしていたが、投票端末とサーバー間の回線接続不良によりサーバーが一時的に停止したため、複写用記録媒体への記録が正確でなく、開票作業の結果、市長選挙で５票、市議会議員選挙で４票、投票総数が投票者数を上回った。（なお、市長選当選者と次点者の得票差は４９票、市議選の当該得票差は１０３票。）

このため、住民より選挙無効の申出があり、市選管での異議の申出の棄却、県選管での審査の申立ての棄却を経て東京高裁に提訴されたが、東京高裁で棄却。原告が上告しなかったため選挙の有効が確定した。

【東京高裁判決理由（市長選 平成１６年７月２１日判決、市議選 同年８月１７日判決）】

本件選挙では電磁記録投票法施行令第２条第５項（電磁的記録媒体の封印）に違反する事実があったことが認められるが、記録媒体に異常があったとは言えないから、選挙の結果に異動を及ぼすおそれはなかったというべきである。

技術的条件について

電子投票システムに関する技術的条件及び解説（平成１８年１２月）　抜粋

１．機能要件

大項目	中項目	小項目	技術的条件項目
1. 共通機能	1. 電子投票システム	1. 運用記録	1. 電子投票システムの起動から終了までの作動を事後に読み出し可能な記録として残すこと
		2. 故障時の対策	1. 故障が発生した場合、故障部位を容易に認識可能な対策を施すこと
2. 投票前機能	1. 投票画面の準備とデータのインストール	1. 画面のレイアウト	1. 選挙に応じて電磁的記録式投票機の表示画面のレイアウトを設計・作成できること
		2. ユーザインターフェース	1. GUIなど利用者が利用しやすいインターフェースを用いること
		3. 候補者情報のインストール	1. 候補者情報を電磁的記録式投票機にインストールすることができること
			2. 正規の候補者情報のみインストールできる手段を有すること（運用でも可）
			3. 適切な権限を持つ管理者のみがインストールすることを可能とし、システムの利用についての不正なアクセスを防止するための手段を有すること
		4. 候補者情報の表示	1. 候補者を表示する際の文字スペースの割当てやフォントなどを均一にすること
			2. 候補者の表示は、あらかじめ条例で定めたとおりに行われること
			3. 画面表示から選択する場合には表示画面には全ての候補者が表示されること
	2. 検査の実施	1. 事前検査	1. システムが正確に動作することを事前に検証するための手段を有すること
3. 投票機能	1. 投票の開始	1. 電磁的記録式投票機の使用	1. 適切な権限を持つ管理者のみがシステムを操作することを可能とし、システムの利用についての不正なアクセスを防止するための手段を有すること
		2. 投票前のデータ確認	1. 投票開始前に、投票データが入っていないことが確認できること（運用でも可）
	2. 投票の有効性	1. 選挙人の有効性	1. 投票資格のない者による投票機の操作を阻む手段を有すること
			2. 複数選挙に対応できること（運用でも可）
		2. 二重投票の防止	1. 二重投票を防止するための適切な手段が施されること
	3. 投票の実施	1. 候補者の選択	1. 候補者のうち、一名のみを選択できること
		2. 候補者の投票	1. 選択された票をひとつだけ記録することができること
		3. 投票の秘密	1. 投票の秘密が侵されないように投票操作環境に配慮すること
			2. いかなる候補者に対する投票も、操作回数や操作に要する時間に大きな差がないこと
		4. 投票前の確認	1. 票が記録される前であれば選択内容を変更することができること
			2. 票が記録される前に選択内容が確認できること
			3. 票を記録しなくても投票操作を終了できること
		5. 投票の完了	1. 投票内容が確実に記録されること
			2. 投票が完了したことを、選挙人に知らせること
		6. 放置の防止	1. 選挙人が投票の際、機器を放置した場合には、そのことが確認できる手段を有すること
		7. 投票中の動作確認	1. 電磁的記録式投票機の動作状態を確認できる手段を有すること
		8. 投票動作の停止	1. 電磁的記録式投票機は異常を検知した場合、それを告知し、投票動作を停止状態にすること

大項目	中項目	小項目	技術的条件項目
	4. 投票内容の保存	1. 投票内容の保存	1. 投票内容が電磁的記録媒体に適切に保存されること
			2．電磁的記録媒体の破損及び読み出し不良に備え、電磁的記録媒体に記録された投票データを他の記録媒体に複写すること
			3. 全ての選挙人による投票内容を保存できるよう、電磁的記録媒体は十分な容量を有していること
			4. 電磁的記録媒体に記録される投票内容は、個々の票であること
		2. 選挙人と投票内容	1. 保存される投票内容から選挙人が特定されぬよう、投票内容は独立して保存されること
		3. 電磁的記録式投票機の範囲	1. 電磁的記録式投票機は開票・集計機能を持たないこと
4. 投票後機能	1. 投票所の閉鎖	1. 投票所の閉鎖	1. 最後の選挙人が投票を終了し、管理者が電磁的記録式投票機に投票終了の操作を加えた後には、追加的な投票が防止されること
		2. 電磁的記録媒体の管理	1. 適切な権限を持つ管理者のみが電磁的記録媒体を取り扱うこととし、電磁的記録媒体の利用についての不正なアクセスを防止するための手段を有すること
		3. 送致媒体に関する規定	1. 投票所の閉鎖後、電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出すことができること
			2. 電磁的記録媒体を開票所へ送致する際、内容が変更・破壊されることを防止すること
5. 集計機能	1. 開票・集計	1. 開票・集計装置の使用	1. 適切な権限を持つ管理者のみが開票・集計装置を操作することを可能とし、開票集計装置の利用についての不正なアクセスを防止するための手段を有すること
		2. 開票・集計の実施	1．開票・集計装置は正しく読み出し、集計ができること
			2. 開票所の開票・集計装置は各投票所から集められた正規の投票の電磁的記録媒体を利用して投票データを集計する機能を持つこと（運用でも可）
			3. 開票所の開票・集計装置は二重集計を防ぐ機能を持つこと（運用でも可）
			4. 開票所の開票・集計装置は集計した結果を報告する機能を持つこと

２．ハードウェア条件

大項目	中項目	小項目	技術的条件項目
1. 動作性能・利用条件	1. 処理能力	1. 処理速度の確保	1. ハードウェアは選挙事務に支障のない処理速度を有していること
		2. 処理精度の確保	1. ハードウェアは選挙事務に支障のない処理精度を有していること
	2. 電磁的記録媒体	1. 電磁的記録媒体の安定性の確保	1. 電磁的記録媒体はデータを消失させないよう対策を施すこと
		2. 電磁的記録媒体の記録及び読出し速度の確保	1. 電磁的記録媒体は選挙事務に支障のない記録及び読出し速度を有していること
		3. 電磁的記録媒体の記録及び読出し精度の確保	1. 電磁的記録媒体は選挙事務に支障のない記録及び読出し精度を有していること
		4. 電磁的記録媒体の形態	1. 電磁的記録媒体は取扱いの容易な形態であること

大項目	中項目	小項目	技術的条件項目
	3. 秘密保護	1. 秘密保護への対応	1. 秘匿されるべき情報が保護されるように、ハードウェア上の配慮がなされていること
			2. 投票内容が記録される電磁的記録媒体を保護する機構を設けること
	4. 利用容易性	1. 必要表示の実施	1. ハードウェアに装置設置時に必要な表示を行うこと
		2. 大きさ・形状	1. ハードウェアの入出力部は、操作や認識に支障のない大きさ・形状であること
		3. ユニバーサルデザイン	1. 誰にとっても利用しやすいインターフェースであること
			2. 誰にとっても利用しやすい高さ・形状であること
		4. 表示装置	1. 表示装置は選挙人及び管理者にわかりやすい表示ができること
	5. 装置間接続	1. システム内装置の接続に関する技術の開示	1. 装置同士が相互に直接または間接的に接続される部位に関する技術は、必要な場合には開示できるようにすること
	6. 対人安全性	1. 負傷の防止	1. 装置の取扱いにあたり、操作者が負傷することのないよう、形状や表面処理の安全性に配慮すること
2. 動作環境条件	1. 設置場所	1. 設置場所の面の配慮	1. 投開票所として通常考えられる設置場所を考慮して設計すること
		2. 設置方法の面の配慮	1. 設置が容易な設計であること
	2. 電源	1. 電源取得に関する配慮	1. 投開票所として通常供給される電源で利用可能なこと
		2. 停電対策	1. 停電等により電源供給が絶たれた際の対策を施すこと
		3. 落雷対策の配慮	1. 落雷による装置故障を避けるため落雷対策を施すこと
	3. 周囲環境	1. 温湿度	1. 投開票所として通常考えられる温湿度条件で問題なく動作すること
		2. 粉塵	1. 考えられる粉塵による対策を施すこと
		3. 防水	1. 考えられる水の浸入による対策を施すこと
		4. ノイズ対策	1. 外来ノイズにより誤動作や破壊等に至らないこと
3. 物理的特性	1. 大きさ・形状	1. 運搬面の配慮	1. 運搬を考慮した大きさ・形状であること
		2. 利用面の配慮	1. 選挙事務に支障のない大きさ・形状であること
		3. 保管の面の配慮	1. 保管を考慮した大きさ・形状であること
	2. 質量	1. 運搬面の配慮	1. 選挙事務に支障のない質量であること
	3. 堅牢性	1. 転倒・落下の防止	1. 転倒や落下を防止する対策を施すこと
	4. 安全性	1. 不正防止の物理的対策	1. 軽微な破壊行為または破壊につながる行為に対して、十分な堅牢性を有すること
			2. 破壊行為または破壊につながる行為が及ぼされた場合、それを管理者に即座に通知できること（運用でも可）
			3. 電磁的記録媒体の送致に用いる封印容器は、破壊行為に対して十分な堅牢性を有し、電磁記録媒体を確実に納め、施錠できるものであること
4. 保守性	1. 故障対策	1. 故障要因の排除	1. 故障率が高いと考えられる部品や機構を極力使用しないこと
		2. 故障時の故障発生部位確認の配慮	1. 故障が発生した場合、故障部位を容易に認識可能な対策を施すこと（再掲）
		3. 故障時の復旧の配慮	1. 故障が発生した場合、迅速に復旧可能な構造を有すること
	2. 清掃	1. 清掃の容易さ	1. 清掃が容易に行えること
	3. 消耗品	1. 消耗品の使用	1. 消耗品は運用に支障をきたさないものを使用すること
		2. 消耗品の交換	1. 消耗品の交換は誰もが容易に行えること

大項目	中項目	小項目	技術的条件項目
5. 品質管理	1. 信頼性	1. 信頼性の確保	1. ハードウェアの有効利用期間を考慮した信頼性を有すること
			2. 長期間（次期保守時までの期間）無稼動状態で保管しておいても動作に問題ないこと
			3. 動作の信頼性を確保するために、ハードウェア設計・開発・製造において適切な品質管理を行うこと
	2. 耐久性	1. 耐久性の確保	1. 耐久性を確保するために、ハードウェア設計・開発・製造において適切な品質管理を行うこと

３．ソフトウェア条件

大項目	中項目	小項目	技術的条件項目
1. 品質管理	1. 開発・動作環境	1. 使用OS	1. 使用するオペレーティングシステムは安定性のあるものを採用すること
	2. 開発手法	1. 処理フロー	1. 処理フローの明確化を図ること
		2. プログラミング・コーディング	1. 信頼性の高いプログラミング手法を採用すること
	3. テスト及び監査	1. ソフトウェアの正確性の証明	1. ソフトウェアが正確に動作することを保証するためにテストを実施すること
		2. 監査記録・監査証跡の保存	1. 各種監査証跡を保存できること
	4. ドキュメント管理	1. ソフトウェアアイテムの証拠書類の保存	1. ソフトウェアを構成する個々の要素（モジュール等）の信頼性を示す証拠書類を保存すること
		2. ソフトウェア開発プロセスの証拠書類の保存	1. ソフトウェア開発プロセスの証拠書類を保存すること

４．セキュリティ条件

大項目	中項目	小項目	技術的条件項目
1.人的脅威	1. 人的エラー、ミス	1. 投票内容の確認と投票操作ミスへの対応	1. 票が記録される前に選択内容が確認できること（再掲）
		2. 投票の秘密	1. 投票の秘密が侵されないように投票操作環境に配慮すること(再掲)
			2. 投票データから投票の秘密が侵されないこと
		3.開票前集計の禁止	1. 電磁的記録式投票機は開票・集計機能を持たないこと（再掲）
		4.投票経過状況の類推防止	1. 電磁的記録式投票機から投票経過状況が容易に類推できないこと（運用でも可）
		5.電磁的記録媒体の取扱いに対する制限	1. 投票内容が記録される電磁的記録媒体を保護する機構を設けること（再掲）
		6.投票データへのアクセス制限	1. 投票データへのアクセス制御手段を具備すること
		7.操作記録の管理（誤動作していなかったことの保証）	1. 投票の秘密を侵すことなく、操作記録などの管理を行うこと
		8.投票データの開票前後の識別	1. 投票データが開票済みか否かを識別できること（運用でも可）

大項目	中項目	小項目	技術的条件項目
	2. 不正／犯罪	1.管理者用プログラムへのアクセス制御	1. 管理者用プログラムへのアクセス制御手段が施されること
		2.投票用プログラムへのアクセス制御	1. 投票用プログラムへのアクセス制御措置が施されること
		3. 電磁的記録媒体の変更、破壊の防止	1. 電磁的記録媒体を開票所へ送致する際、内容が変更・破壊されることを防止すること（再掲）
		4. 電磁的記録媒体の封印	1. 電磁的記録媒体の送致に用いる封印容器は、破壊行為に対して十分な堅牢性を有し、電磁的記録媒体を確実に納め、施錠できるものであること（再掲）
		5. 事前検査	1. システムが正確に動作することを事前に検証するための手段を有すること（再掲）
		6.投票データの出所の識別	1. 投票データを収録した電磁的記録媒体から、どこの投票所、または、電磁的記録式投票機によるものか識別できること（運用でも可）
		7.不正装置の排除	1. 投票所内で不正装置の取り付けなどによる漏えい、改ざん、妨害などに対し有効な手段を有すること（運用でも可）
		8. 選挙人の有効性	1. 投票資格のない者による投票機の操作を阻む手段を有すること（再掲）
		9.放置の防止	1. ある選挙人が投票の際、機器を放置したことが確認できる手段を有すること（再掲）
		10.機器・設備の損壊、動作阻害の防止	1. 軽微な破壊行為または破壊につながる行為に対して、十分な堅牢性を有すること（再掲）
2.物理的脅威	1. 障害	1.システムダウン・フリーズの防止	1. オペレーティングシステム及びアプリケーションソフトは安定性のあるものとすること
		2.投票データ消失の防止	1. システムダウンによる投票データの消失を防止すること
		3.電源ダウンへの対策	1． 停電等により電源供給が絶たれた際の対策を施すこと （再掲）
	2. 自然災害等	1.落雷への対策	1. 落雷による装置故障を避けるため落雷対策を施すこと（再掲）
		2.その他の災害等への対策	1. その他想定される自然災害への対策を講じること
	3. 障害への対策項目	1.投票操作の完了	1. 投票操作中に不測の障害が発生した場合、投票が完了しているか否かが明確となること
		2.電磁的記録媒体の破損対策	1. 電磁的記録媒体の破損及び読み出し不良に備え、電磁的記録媒体に記録された投票データを他の記録媒体に複写すること（再掲）
3.投票システムのセキュリティ要件	1. 投票データの保証	1.原本としての投票データの確保	1. 電磁的記録媒体に記録される投票内容は、個々の票であること（再掲）
			2. 投票データから、候補者名、及び、選挙種別を特定できること（運用でも可）
			3. 投票データを記録した電子記録媒体が原本であることを容易に他と区別できること（運用でも可）
			4. 投票データは、その任期中において、データの可読性を保証すること
		2. 二重投票の防止	1. 選択された票をひとつだけ記録することができること（再掲）

電子投票システムの技術的条件に係る適合確認

１．適合確認とは

電子投票システムの信頼性確保を図るため、電子投票システムに関する技術的条件に適合しているかの確認を行い、市町村選挙管理委員会が行う電磁的記録式投票機の指定等の参考に供しようとするもの。

２．適合確認の流れ

① 技術的条件への適合確認は、検査の申出のあった電子投票システムの型式について、「電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱」に定める検査方法及び確認内容に基づき行う。

② 適合確認は、検査に必要な設備及び技術を有する民間検査機関に委託して実施。

③ 総務省は民間検査機関からの検査の報告を受けて、適合確認の結果を公表。

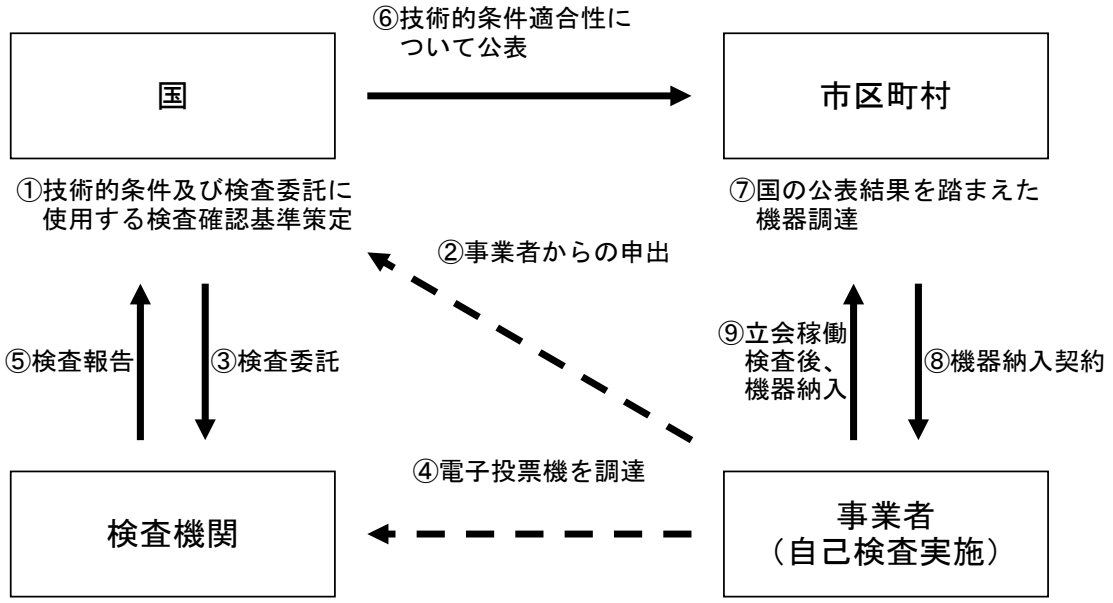

３．適合確認を行った電子投票システム

現状、以下の電子投票機に係る電子投票システムについて適合確認を実施。

○電子投票普及協業組合　　VT-25STB

○東芝ソリューション株式会社　STZ0016A

○ＥＳ＆Ｓジャパン株式会社　　iVotronic Voting Terminal 9.3.1.0

国政選挙における期日前投票者数等の推移

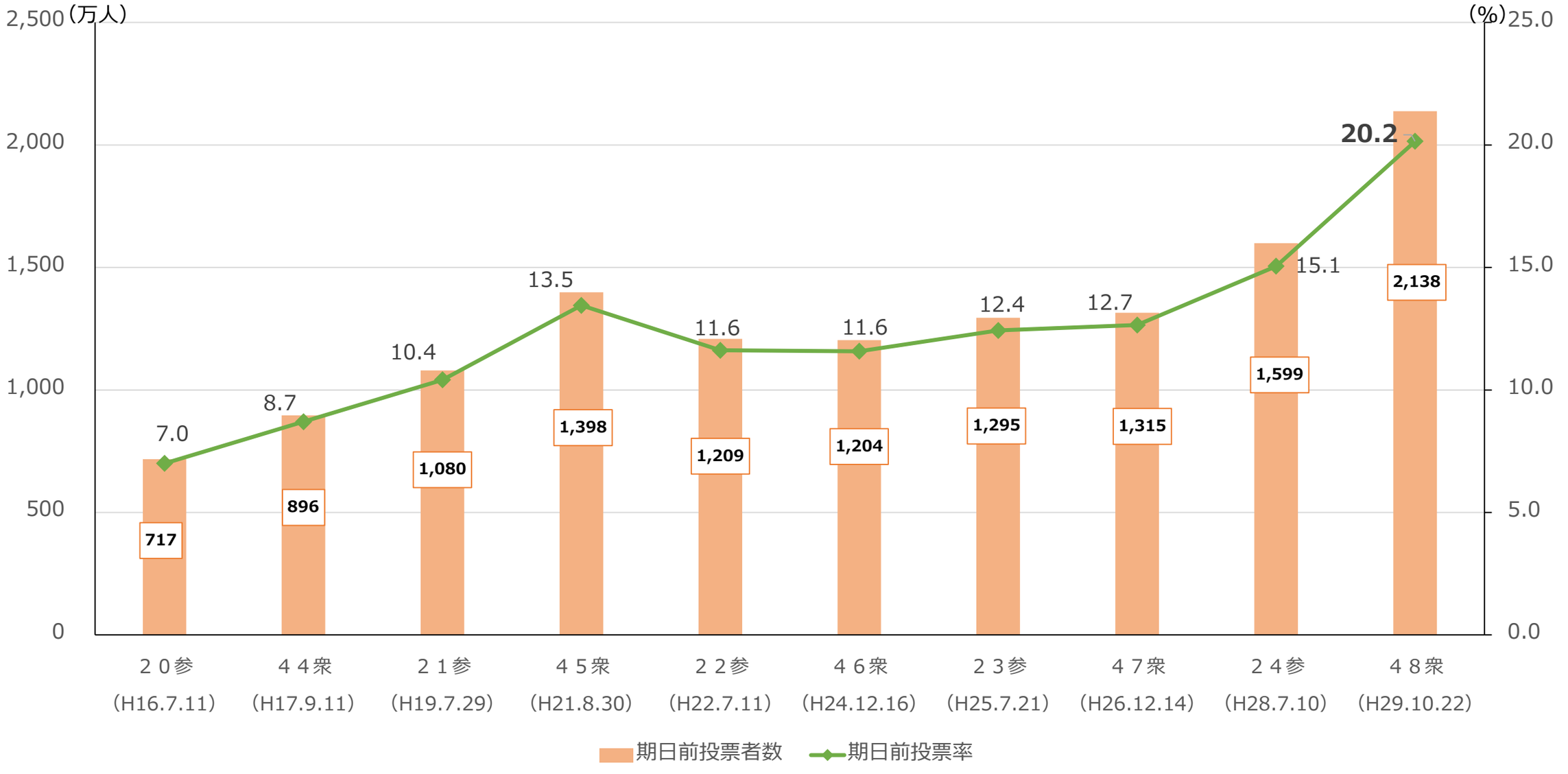

平成29年衆院選における期日前投票所の混雑状況

（※待ち時間が30分以上の投票所を混雑について回答を得たもの。）

◎混雑した期日前投票所数　1,271箇所　／　全5,346箇所　（23.8%）
期日前投票所の混雑状況については以下のとおり。

最大待ち時間

30分～1時間　959箇所
1時間～2時間　291箇所
2時間以上　21箇所

最も混雑した日・時間帯

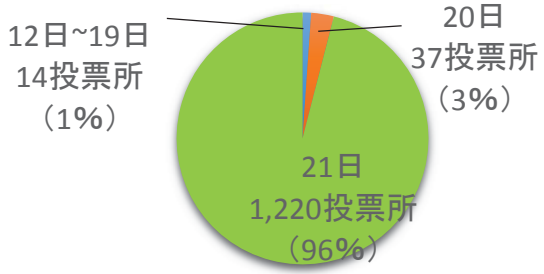

最も混雑した日の時間別投票者数計								最も混雑した日の投票者数合計
6:00～8:00	8:00～10:00	10:00～12:00	12:00～14:00	14:00～16:00	16:00～18:00	18:00～20:00	20:00以降	
6,324	346,330	560,919	538,094	544,614	523,266	457,502	15,142	2,992,191
0.21%	11.38%	18.43%	17.68%	17.90%	17.20%	15.04%	0.50%	100%

混雑した期日前投票所の種類

場所	混雑した投票所数	期日前投票所数
大学等	2	90
高校	0	41
ショッピングセンター等	75	182
駅構内	2	10
市役所等（市区役所・町役場及び支所、出張所）	936	3,632
その他公共施設	243	1,282
その他	13	109

混雑理由

【今回特有と思われる事由】
・台風の影響・・・664団体
・同時選挙・・・・・・ 28団体

【その他の事由】
・投票所のスペースの狭さ
・名簿対照のシステム未導入
・事務従事者の人員不足

今後検討している内容

・期日前投票所の増設
・受付箇所数の増設
・事務従事者の増員
・投票所のレイアウト変更
・入場券への宣誓書の刷り込み
・選挙区ごとに受付の列を分離
・広報誌にて宣誓書の事前記入の周知
・SNSで混雑状況の周知

混雑状況が「２時間以上」となった期日前投票所の状況

聞き取り結果

期日前投票所の混雑状況が2時間以上となった、
21箇所に聞き取り調査を行った結果、
混雑理由は以下の4分類であった。

〇名簿対照に時間を要した・・・・・10箇所
〇宣誓書を受付で記入させた・・・・ 3箇所
〇記載台不足・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5箇所
〇駐車場不足・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3箇所

（参考）

期日前投票所の混雑状況が３０分未満となった中核市
１２団体に混雑対策について聞き取り調査を行った結果、
以下の特徴的な取組を行っている。

○受付箇所数の増加・・・・・・・・・・・・ ２団体
○混雑を想定した体制の確保・・・・・３団体
（例）・名簿対照の人員を増加させる等、柔軟に体制を変えるよう各期日前投票所に対して通知
○宣誓書の事前記入・・・・・・・・・・・・ ４団体
（例）・ 待っている間にバインダーを手渡し、宣誓書に記入
・宣誓書の事前記入を広報誌で周知
○レイアウト変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・１団体

今後考えられる対策

【名簿対照について】

・受付箇所数の増加
・期日前投票システムの導入により、
受付事務の効率化
※今回の10箇所については、導入済み

【宣誓書について】

・入場券への宣誓書の刷り込み
・広報誌等にて宣誓書の事前記入の周知
・受付場所以外での宣誓書記載を促進
（宣誓書記載台を設置することや受付までの待ち時間にバインダーを手渡し、記入してもらう取組が考えられる。）

【記載台について】

・記載台の増設

【駐車場について】

・駐車場対策
・公共交通機関の利用促進

投票所入場券（見本）

市内

投票所	簿冊(受付)	ページ	行(番号)

名　簿　照　合				
全	市長	衆小	衆比	国審

川　崎　市　長　選　挙
衆　議　員　議　員　総　選　挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票所入場整理券

この「投票所入場整理券」を投票所にお持ちください。
（お持ちにならなかった場合でも選挙人名簿の登録を確認の上、投票できます。）
※「投票所入場整理券」が届いても川崎市外へ転出された方は市長選挙の投票はできません。）

投票日 平成29年10月22日(日)午前７時から午後８時まで

（住所）

（氏名）

あなたの投票所	

（地図）

【お問い合わせ】

※この「投票所入場整理券」は発送準備の都合上、一定期間前の住民票の情報に基づいた選挙人名簿から作成しています。転居や戸籍等の届出時期により行き違いがありましたらご容赦ください。

裏面も必ずお読みください。

選挙（投票日）当日に投票所に行くことができない方へ

1　お住まいの区（選挙人名簿登録地）の期日前投票所で投票をする方法

右側の「請求書（兼宣誓書）」にご記入の上、お住まいの区の期日前投票所（区役所・支所・出張所等）へお持ちください（他の区では投票できません）。

期間			
市長選挙	10月9日(月・祝)	～	10月21日(土)
衆議院議員総選挙 最高裁判所国民審査	10月11日(水)	～	10月21日(土)

■全ての選挙が同時に投票できるのは10月11日（水）から。

※投票時間は、**午前８時30分から午後８時まで**。ただし、中原区の国際交流センター期日前投票所については、午前９時から。
また、10月16日（月）～20日（金）の幸区役所、高津区役所、麻生区役所、計３か所の期日前投票所は午後９時までとなります。

2　お住まいの区（選挙人名簿登録地）以外の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をする方法

【投票用紙等の郵送に日数を要しますので、お早めに請求してください】

下記「投票用紙送付先」と右側の「請求書（兼宣誓書）」にご記入の上、表面右下に記載の区選挙管理委員会あてに、この用紙を郵送（FAXやEメールは不可）してください。

投票用紙送付先（お住まいの区以外の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をする場合）

〒

※連絡先（携帯電話番号等）　　－　　－

上記の投票用紙送付先へ、投票用紙等を郵送しますので、**お住まいの区以外の市区町村の選挙管理委員会へそのまま持参して、その場で**投票してください。投票した投票用紙は、その後、当委員会に郵送されます。

※投票する時までに、川崎市外へ転出された方は市長選挙の投票はできません。

期日前投票・不在者投票を行う方のみご記入ください。

請求書（兼宣誓書）

私は、平成29年10月22日執行の川崎市長選挙・衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。なお、不在者投票の場合は、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

フリガナ		生　年　月　日
氏　　名		明・大・昭・平 年　月　日
選挙人名簿に記載されている住所	川崎市　　区	
事　由 該当する□に✓を記入してください。	□ 仕事、学業、その他（　　）に従事 □ 用事、レジャー等のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在 □ 病気、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難 □ 住所移転のため、他の市区町村に居住 □ 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難 上記は真実であることを誓います。 平成29年　月　日 （期日前投票の場合は、記入日ではなく投票する日を記入してください。）	

職員記入欄											
理由	1	2	3	5	6	区役所	他1	他2	表示		
交付	全	市長	衆小	衆比	国審	投票区・名簿番号					
点・代											

期日前投票所における混雑緩和の取組事例

【広報誌における宣誓書の事前記入周知】

○東京都　新宿区

「広報しんじゅく　平成29年10月9日号　衆議院議員選挙特集号　」 抜粋

■期日前投票のご利用を■

投票日当日に仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。

今回の選挙では、選挙区によってご利用いただける期日前投票所が異なりますのでご注意ください。（右表のとおり）

※今回の選挙から、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間が衆議院議員選挙と同じく11日間となりました。

●持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書（兼請求書）」に必要事項を記入のうえお持ちください。

※印鑑は不要です

●投票所整理券がないと投票できませんか？

新宿区に選挙人名簿登録があれば、整理券が届かない場合や、紛失などでお持ちでない場合でも期日前投票ができます。期日前投票所に備えてある「期日前投票宣誓書（兼請求書）」をご利用ください。

●住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票所は衆議院議員小選挙区の区域により異なります。右表をご覧のうえ、期日前投票をご利用ください。

●長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

滞在地で不在者投票をすることができます。「旅行地・滞在地での不在者投票」をご覧ください。

◆東京都第1区の方が利用できる期日前投票所（10か所）

期日前投票所名称	所在地	期間
区役所第一分庁舎1階	歌舞伎町1－5－1	10月11日㈬から10月21日㈯まで
四谷特別出張所	内藤町87	いずれも、10月15日㈰から10月21日㈯まで
箪笥町特別出張所	箪笥町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12－6	
大久保特別出張所	大久保2－12－7	
戸塚特別出張所	高田馬場2－18－1	
落合第一特別出張所1階	下落合4－6－7	
柏木特別出張所	北新宿2－3－7	
角筈特別出張所	西新宿4－33－7	

◆東京都第10区の方が利用できる期日前投票所（3か所）

期日前投票所名称	所在地	期間
新宿区役所第一分庁舎地下2階	歌舞伎町1－5－1	10月11日㈬から10月21日㈯まで
落合第一地域センター3階	下落合4－6－7	いずれも、10月15日㈰から10月21日㈯まで
落合第二特別出張所	中落合4－17－13	

期日前投票の時間はいずれも午前8時30分から午後8時まで

○千葉県　船橋市

「広報ふなばし　平成29年10月9日　衆議院議員総選挙　特集号」 抜粋

平成29年(2017年)10月9日　No.1430　広報ふなばし　4

当日、投票所に行けない人は　「期日前投票」または「不在者投票」を

期日前投票

	期日前投票期間
衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査	10月11日㈬～21日㈯

当日、仕事やレジャーなどで投票に行けない人は、期日前投票をご利用ください。投票に行けない理由を「宣誓書」に記入することで投票できます。あらかじめ入場整理券裏面（期日前投票用）の宣誓書にご記入のうえ、下記の期日前投票所にお持ちいただくと、スムーズに受け付けができます。

なお今回から、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票開始日が法改正により4日早まり、衆議院議員総選挙と統一され、より投票しやすくなりました。下記期間中のご都合の良い日にご利用ください。

【期日前投票システムについて】

○概要

・選挙管理委員会で管理する選挙人名簿をデータベース化するとともに、本庁の選挙人名簿サーバーと期日前投票所を接続するネットワークの構築を行い、複数の期日前投票所における受付状況を一元的に管理

・期日前投票所においては、投票所入場券に印刷されたバーコードをバーコードリーダーで読み取ることにより、迅速に受付事務を処理

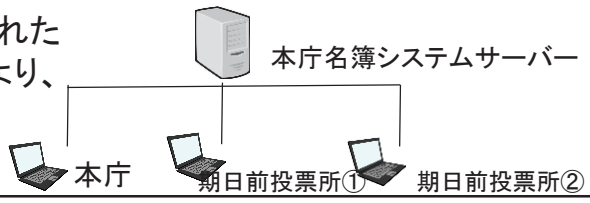

マイナンバーカードの独自サービス

三条市
© 2018 Sanjo City Office

マイナンバーカードを手にしてもらうための誘導策

「住民情報系システム共同化」業務の一機能として導入し、コスト削減を実現

独自サービスのポイント

- **10年間の有効期限**
- **選挙、避難所、図書等は、パスワード無し**

※ カードAPによる認証方式を採用
※ JPKIでは、有効期限が5年間

サービスの充実　*全国最多!!*

全国初!!
H27.1

① 証明書の**コンビニ交付**
② **窓口支援**
③ **図書**の貸出受付
④ **避難所**の入退所受付
⑤ **選挙**の投票入場受付
⑥ 職員の**出退勤管理**

さらに追加
全国初!!
H30.4

⑤+ 期日前投票の
宣誓書記載の省略
⑥+ **学校等の出退勤管理**(H30.7)
⑦ **民間優遇サービス**の提供

❽ **ぴったりサービス**の拡大
❾ **めいぶつチョイス等**の実施(H30.7)

― 選挙の投票所入場受付 ―

三条市
© 2018 Sanjo City Office

- 当日投票も含め、システム受付により住民待ち時間の短縮と従事職員の削減等を実現！
- カード利用により、待ち時間なく、パスワードもなく、宣誓書記載もなく、瞬時に投票！

期日前投票時（専用ネットワーク）

投票所は、三条・栄・下田の３庁舎

① カードを読み取ることにより、「利用者ID」に紐づいた対象者の資格情報等を画面表示

② 投票事由を聞き取って入力し、宣誓書を出力、投票用紙を交付

※ 入場券(名簿番号)のバーコード読取による検索も可

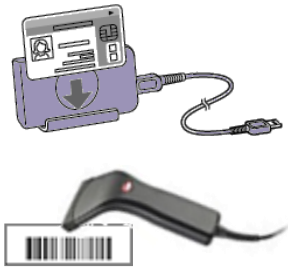

宣誓書出力

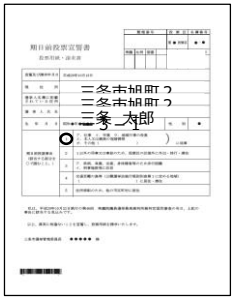

当日投票時（スタンドアロン）

投票所53ヶ所。回線未敷設の投票所や回線障害等を考慮しｽﾀﾝﾄﾞｱﾛﾝ(ﾘｰｽ切れPC)で運用
障害対策で紙名簿を配付。 投票前日データセット＆PC配布作業 20時～約2h × 4人

上記２の手順と同じ
※ ２とはシステムは異なる

過去に大停電も数回経験
当日選挙はリスク対策が必須！

― 期日前投票での宣誓書記載の省略 ―

三条市
© 2018 Sanjo City Office

過　去

①宣誓書記載机のイスに着席 ②職員が記載内容を説明
③住民が宣誓書に記入 ④住民がイスから移動し入場券と宣誓書を職員に渡す ⑤職員が確認し入場券でシステムへ受付登録

⇒・宣誓書の説明及び記載などで待ち時間が長い
　・なりすましチェック無し

現　在

①マイナンバーカードによりシステムで受け付け、投票事由を聞き取り登録後に宣誓書出力

⇒・着席も手書きも無し、待ち時間無し
　・顔写真で本人確認

（全項目電算出力）

期日前投票宣誓書
投票用紙・請求書

宣誓及び請求年月日	平成29年10月18日
現住所	三条市旭町２－３－１
選挙人名簿に記載されている住所	三条市旭町２－３－１
選挙人氏名	三条　太郎
生年月日	昭和●年●月●日　性別 ●
期日前投票事由（該当する部分を○で囲むこと。）	1 ア．仕事　イ．学業　ウ．地域行事の役員　エ．本人又は親族の冠婚葬祭　オ．その他（　　）に従事
	2 1以外の用事又は事故のため、投票区の区域外に外出・旅行・滞在
	3 ア．疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難　イ．刑事施設等に収容
	4 交通至難の島等（公職選挙法施行規則別表第1に定める地域）（　　）に居住・滞在
	5 住所移転のため、他の市区町村に居住

私は、平成29年10月22日執行の第48回　衆議院議員選挙最高裁判所裁判官国民審査の当日、上記の事由に該当する見込みです。

以上、真実に相違ないことを宣誓し、投票用紙を請求いたします。

三条市選挙管理委員長　●●●●●　様

マイナンバーカード
受付

カード無くても投票環境を改善

⇒・入場券 兼 宣誓書
（自宅等で記入可能）
　・レイアウト変更と記載台増設
　イスを撤去し立ち記載台に

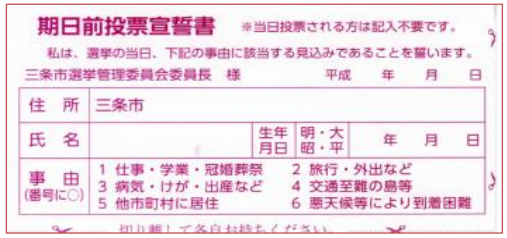

期日前投票宣誓書　※当日投票される方は記入不要です。
私は、選挙の当日、下記の事由に該当する見込みであることを誓います。
三条市選挙管理委員会委員長　様　　平成　年　月　日

住所	三条市		
氏名		生年月日	明・大 昭・平　年　月　日
事由（番号に○）	1 仕事・学業・冠婚葬祭　2 旅行・外出など　3 病気・けが・出産など　4 交通至難の島等　5 他市町村に居住　6 悪天候等により到着困難		

手書き不要のため
高齢者や障がい者等にもやさしい！
負担軽減で、投票率向上に寄与！

©2018 RKKCS

－ ４月22日市議会議員選挙の状況 －

三条市
© 2018 Sanjo City Office

投票者総数	45,212 人 (投票率 54.2% 過去最低)
うち 期日前投票	9,925 人 (投票総数の22% 前回市議選の1.5倍増)
うち カード利用者	372 人 (期日前投票の3.7%)
H29衆議院選挙の期日前投票者	17,823 人 (投票総数の31.3%)
人口	98,791 人 (3月末現在)
カード交付者	8,813 人 (3月末現在 人口の 8.9%)
カード交付申請者	11,443 人 (3月末現在 人口の11.4%)

カード普及率・投票率の低迷と周知不足で
カード利用は期日前投票者で3.7%のみ

それもで、利用者の声は
簡単、便利！

カードの被保証機能追加で
普及率・携帯率が拡大
大きな効果に期待！

市議選の投開票経費 約1,830万円
（期日前投票除く）

人件費 当日投票 約850万円＋開票 約80万円
分類機等経費　約900万円

ネット投票？
コスト低減と信頼性確保が必須
システムは国主導で！

47

開票事務の基本的な流れ

投票所　投票所　投票所　投票所

すべての投票箱等の送致

開票所

〇開票区は、原則、市町村の区域による（法18）
〇あらかじめ、開票管理者及び開票立会人を選任（法61・62）
・開票管理者は、開票に関する事務を担任。
・開票立会人は、開票管理者とともに開票事務に立ち会う。

（すべての投票箱等の到着を確認）

開票開始前等

（開票開始宣言）

投票箱の点検・開披

〇投票箱の施錠状況の確認
〇投票箱の開披（法66①）
〇投票用紙の混同（法66②）
投票の秘密の観点から、投票内容がわからない程度に開票区ごとに混同
〇投票箱の中に投票用紙が残っていないか確認

票の分類

〇投票の分類
有効投票、無効投票、疑問票等に分類

票の点検・結果確認

〇各候補者等の票数を計数機等により計算、点検（開票立会人へ適宜回覧）
〇投票の効力の決定等（法67）
開票管理者が、開票立会人の意見をきいて、疑問票等について、有効・無効の決定や、いずれの候補者等に対する投票かを決定

〇投票の計算（投票者数と開票結果の確認等）、得票数の朗読（令72・73）

開票録作成等

〇開票録の作成（要署名）・送付（法70、令74）
〇投票用紙等の封印、選管への送付（令76）

〇選挙長への報告（法66③）

平成２９年衆議院総選挙における離島での投開票の状況

平成２９年衆議院総選挙において、投票所を設置した離島（※）を有する市区町村は、２５都道県８９市町村であり、投票所を設置している離島は、１９３島。

※「投票所を設置した離島」とは、本島（本庁舎のある島）又は本土と陸続きでない島のうち投票所を設置した島をいう。

投票状況

（単位：島）

	10人未満	10人以上50人未満	50人以上100人未満	100人以上500人未満	500人以上1000人未満	1000人以上
選挙人名簿登録者数	1	35	29	86	22	20
当日投票者数	10	57	39	70	11	6
期日前投票者数	98	43	16	24	8	4

（単位：島）

	1箇所	2箇所以上5箇所未満	5箇所以上10箇所未満	10箇所以上
当日投票所数	153	31	4	5
期日前投票所数	68	5	0	0

開票状況

開票所の設置場所

同一離島以外　１８７島

同一離島　６島

同一離島内での開票が困難な理由

- 開票に必要な開票管理者、開票立会人、事務従事者などの人員や開票場所の確保が困難
- 準備などを考えると１投票区のみでの開票は効率が悪い
- 選挙人数が少ない、１投票区のため票の混同できないなどの理由から投票の秘密の確保が困難

開票所への送致手段

民間定期船　５８島
漁船　２８島
その他船舶　７８島

自衛隊ヘリ　６島
海上保安庁ヘリ　５島
海上保安庁船舶　１島
消防ヘリ　１島

車両　１４島
投票所と同一場所で開票　２島

【平成２９年衆院選における課題等】

ア.台風等の影響により、投票箱の送致が翌日となり、役場全体の開票開始時刻に影響。
　これに伴い、人員体制・配置や翌日の通常業務との調整が必要。

イ.公的機関や民間業者も含め、送致可能な手段の確保に係る対応に苦慮。

ウ.悪天候時等の送致には、投票箱等への被害のおそれや送致に関わる者の安全対策面で課題。

平成２９年衆議院総選挙において開票日を２３日に変更を行った団体

都道府県名	市町村名	小選挙区名	開票開始日時	理由
愛知県	西尾市	愛知県第１２区	２３日１８時１５分	離島
三重県	鳥羽市	三重県第４区	２３日８時３０分	投票所周辺の冠水
	伊勢市	三重県第４区	２３日８時３０分	投票所周辺の冠水
兵庫県	篠山市	兵庫県第５区	２３日９時	開票所の停電
愛媛県	松山市	愛媛県第１区	２３日９時３０分	離島
		愛媛県第２区	２３日１１時	離島
	八幡浜市	愛媛県第４区	２３日１４時	離島
山口県	萩市	山口県第３区	２３日１５時	離島
佐賀県	唐津市	佐賀県第２区	２３日１４時	離島
宮崎県	延岡市	宮崎県第２区	２３日１３時	離島
沖縄県	座間味村	沖縄県第１区	２３日１３時	離島
	うるま市	沖縄県第３区	２３日１３時	離島
	南 城 市	沖縄県第４区	２３日１３時	離島

※公職選挙法第６４条の規定に基づき、開票日時の変更告示等をあらかじめ行うことなどにより、開票を実施。
（第六十四条　市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。）
※開票終了時刻が最も遅かった団体は愛知県西尾市であり、その開票終了時刻は、２３日２１：５５である。
※関係する比例代表選挙区は、東海選挙区、近畿選挙区、中国選挙区、四国選挙区、九州選挙区。

選挙公報の作成及び配布の流れ（平成２９年衆院選の場合）

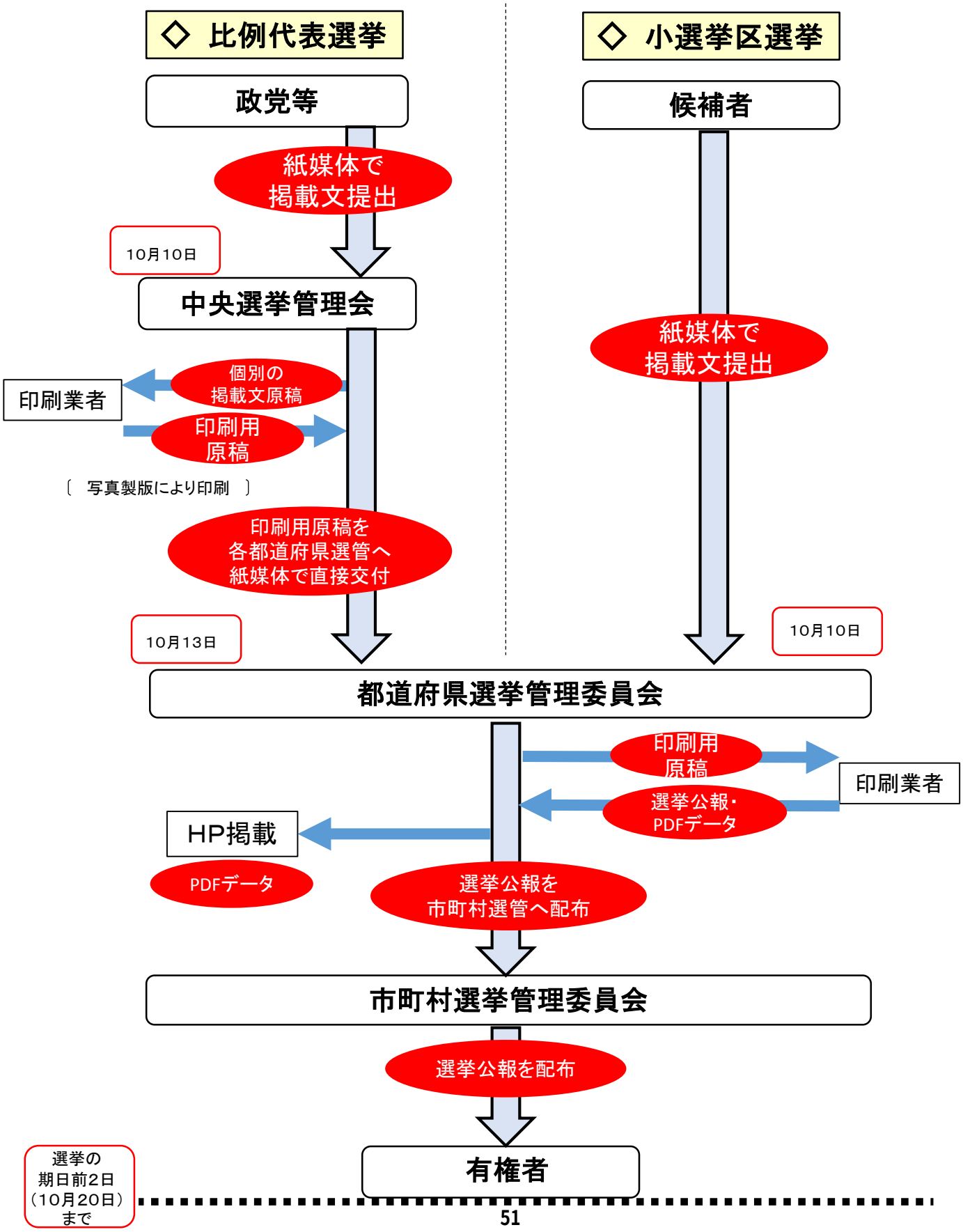

平成２９年衆院選における選挙公報の配布等の状況①

１．選挙公報の配布関係

＜選挙公報の原稿受領日＞　小選挙区：10月10日(火)
比例代表：10月13日(金)

都道府県の印刷完了日

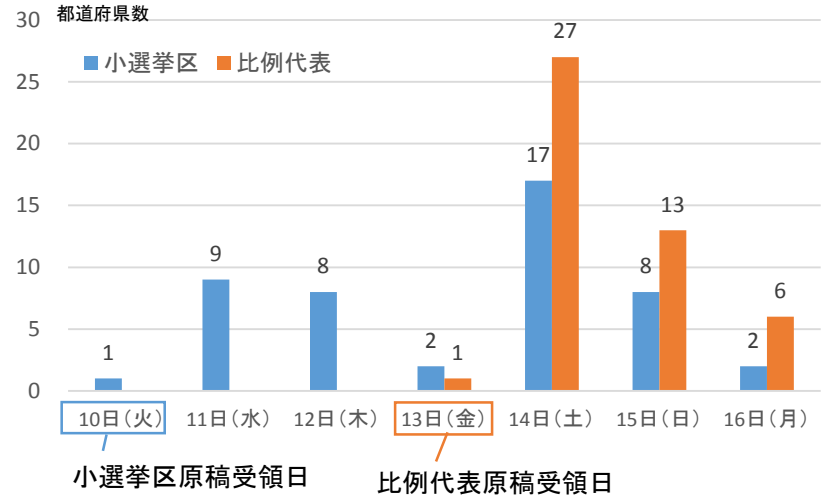

各戸への配布完了日

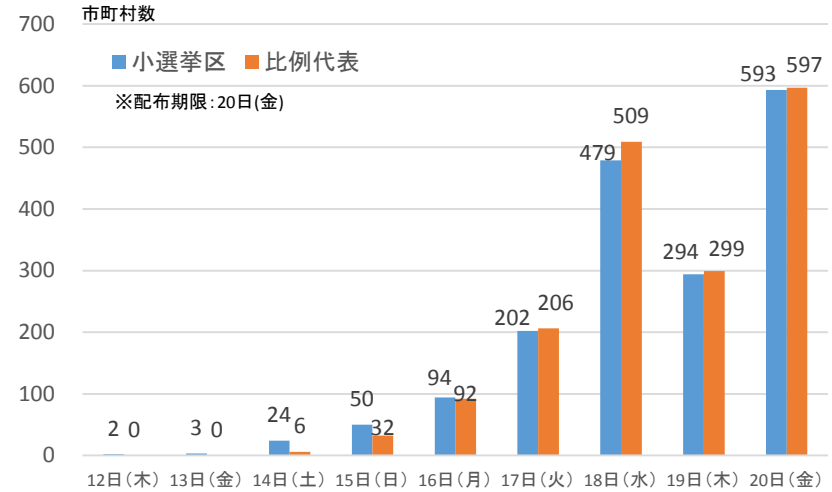

市町村への配布完了日

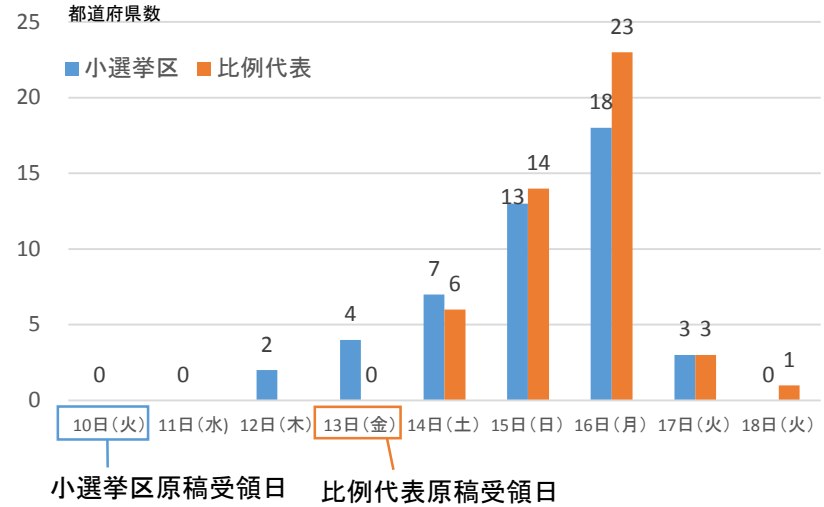

（参考1）　都道府県から市町村への配布

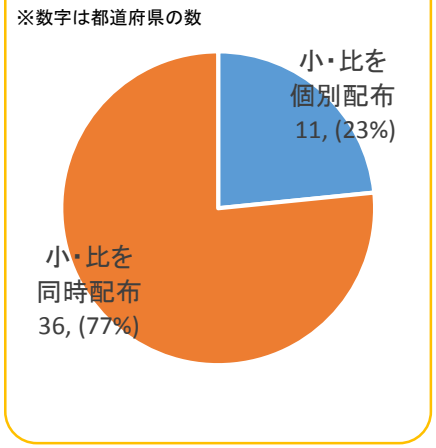

（参考2）　市町村から各戸への配布

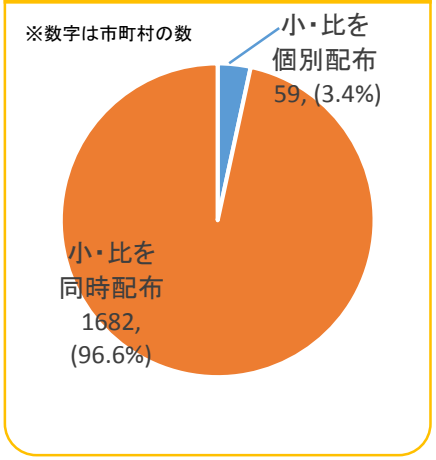

平成２９年衆院選における選挙公報の配布等の状況②

配布方法（小選挙区）

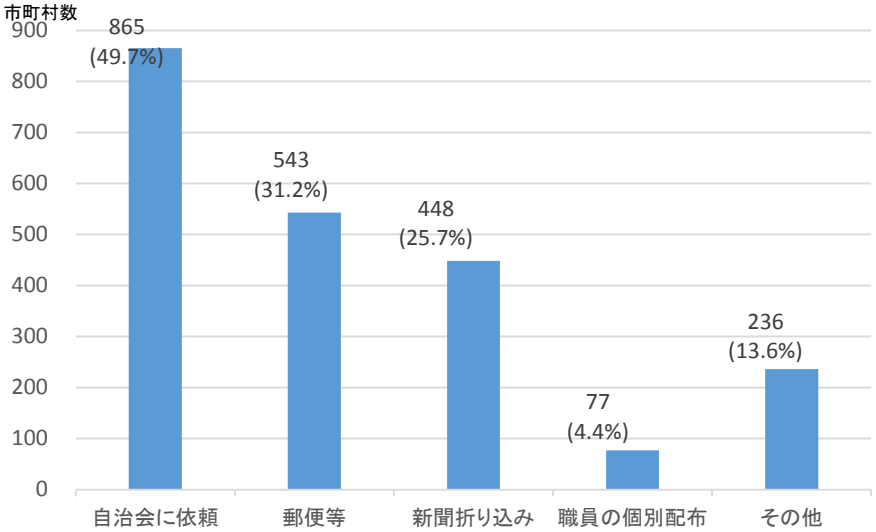

※　%は、全国の市町村に占める割合。
※　複数の配布方法を用いている団体があるため、計は市町村数とは一致しない。
※　「その他」の方法としては、ポスティング業者への委託や広報配布員による配布がある。
※　比例代表においては、新聞折り込み：447、郵便等：544となり、それ以外は小選挙区と同数。
理由：東京都青ヶ島村は、小選挙区と比例代表で異なる配布方法を用いているため。
（小選挙区：新聞折り込み、比例代表：郵便等）

2. 選挙公報の都道府県ホームページへの掲載

掲載日

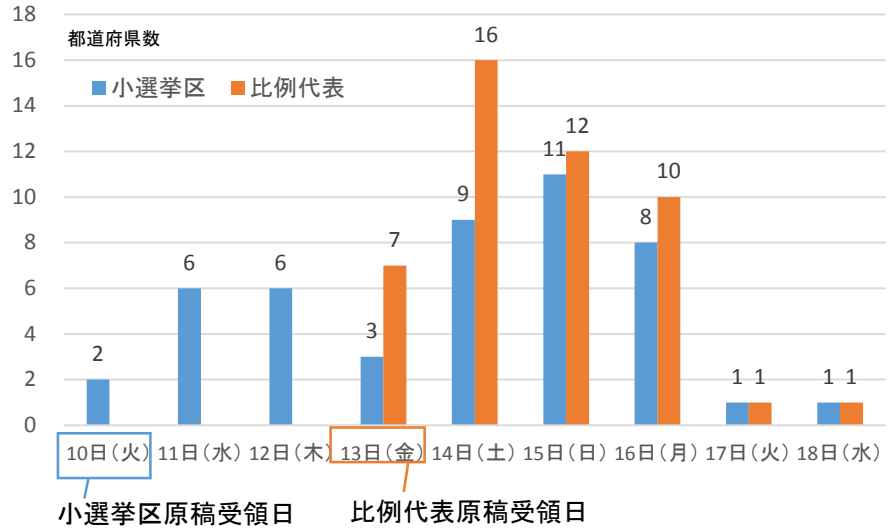

（参考）市町村における公報の受領から配布完了までに要した日数

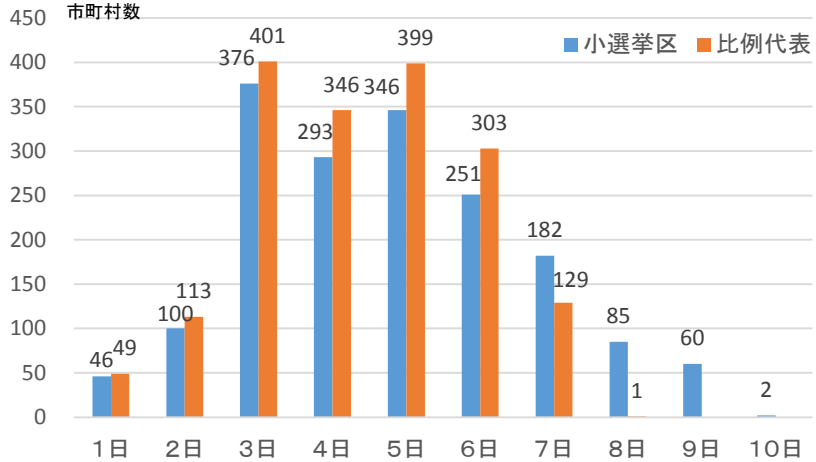
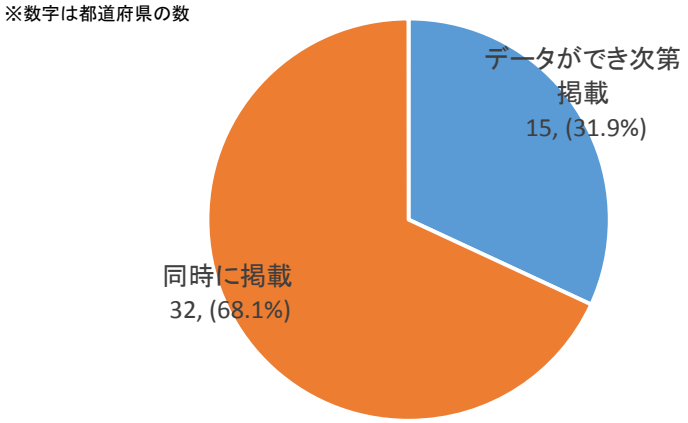
都道府県ホームページへの小・比の掲載方法